

加西市障害者基本計画

第6期加西市障害福祉計画

第2期加西市障害児福祉計画



令和3年3月

加西市

はじめに

加西市では、平成 27 年度から 6 年間で計画期間とする「加西市障害者基本計画」、平成 30 年度から 3 年間で計画期間とする「第 5 期加西市障害福祉計画」「第 1 期加西市障害児福祉計画」を策定し、各種の障がい福祉施策に取り組んでまいりました。この度、「加西市障害者基本計画」「第 6 期加西市障害福祉計画」「第 2 期加西市障害児福祉計画」を策定いたしました。



国においては、平成 26 年に批准した「障害者権利条約」の理念を踏まえ、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、行政や事業者に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮が求められるようになったほか、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等の改正等により、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。また、新たな方向性や制度を踏まえ、平成 30 年から 5 年間で期間とする「第 4 次障害者基本計画」が策定されました。

本市においても、社会背景や国の方向性に対応するとともに、障がい及び障がいのある人に対する関心と理解をいっそう深め、人権と尊厳を軸に、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民全体で共有し、その人らしさを認め合いながら共に生きる真の共生社会の実現に向け、制度や施策がよりいっそう実効性のあるものとなるよう、本計画を策定しました。

障がいのある人を取り巻く環境は、自身の高齢化及び障がいの重度化・重複化、また保護者や家族の高齢化など益々複雑・多様化しております。そのニーズに的確に対応するとともに、誰もが「暮らしやすく、住み続けたいまち」となるよう、本計画に基づき、関係者の皆さまと連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの市民の皆さまや福祉サービス提供事業者、関係団体の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

加西市長 **西村 和平**

目次

第1部 加西市障害者基本計画 総論.....	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制	4
5. 計画策定の背景	5
6. 基本理念	8
7. 基本目標	8
8. 計画の施策体系	10
9. 各分野に共通する横断的視点.....	11
10. 計画の推進体制	13
第2部 加西市障害者基本計画 各論.....	15
1. 障がいのある人の権利擁護の推進及び理解の促進.....	16
2. 社会参加と自己実現を支援する地域づくり.....	19
3. 総合的な支援基盤の整備.....	23
4. 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり.....	29
5. 行政サービス等における配慮の推進.....	33
第3部 第6期加西市障害福祉計画	37
1. 計画の基本的な考え方	38
2. 令和5年度に向けた成果目標.....	39
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	47
4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	53
第4部 第2期加西市障害児福祉計画	63
1. 計画の基本的な考え方	64
2. 令和5年度に向けた成果目標.....	64
3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	66
第5部 資料編.....	69
1. 障がいのある人の状況	70
2. 学校教育の状況	77
3. 第6期障害福祉計画に係る数値目標の進捗状況	78
4. 第2期障害児福祉計画に係る数値目標の進捗状況.....	83
5. アンケート調査の結果	85
6. 策定委員会名簿	101
7. 計画策定の経緯	102
8. 加西市内・市外周辺の障がい者(児)福祉施設一覧.....	103

第 1 部 加西市障害者基本計画 総論

1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成 16 年に、「障害者基本法」に基づく「新・加西市障害者福祉基本計画」を策定し、障がい者福祉を推進してきました。平成 21 年 3 月には、政策の見直しにともない「加西市障害者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、各種の障がい者施策に取り組んできました。この計画は平成 27 年 3 月に改定され、令和 2 年度を最終年度とする「加西市障害者基本計画」（第 2 期）として、施策を推進してきました。

また、平成 18 年に「加西市障害福祉計画」を策定し、平成 21 年、24 年、27 年と 3 度の改定を経て平成 30 年 3 月には「第 5 期加西市障害福祉計画」を策定して数値目標等の達成へ向けた取組を進めてきたところです。

さらに平成 30 年 3 月には、「児童福祉法」等の改正（平成 28 年）により市町村に新たに策定が義務づけられた「第 1 期加西市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある児童に対する障害児通所支援や障害児相談支援のサービスが十分かつ円滑に提供できるよう、必要な体制の確保に努めてきました。

このほど、「加西市障害者基本計画」「第 5 期加西市障害福祉計画」「第 1 期加西市障害児福祉計画」の 3 計画がいずれも令和 2 年度で計画期間を終えることから、それらを継承するものとして新たに「加西市障害者基本計画」「第 6 期加西市障害福祉計画」「第 2 期障害児福祉計画」を一体のものとして策定しました。策定にあたっては、社会情勢の変化、国や県の方針、市民アンケートの結果、関連団体に対する聞き取り調査、前計画の評価・検証結果などを踏まえて、必要な施策の見直しや追加等を行いました。

障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画について

■障害者基本計画

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

■障害福祉計画

障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

■障害児福祉計画

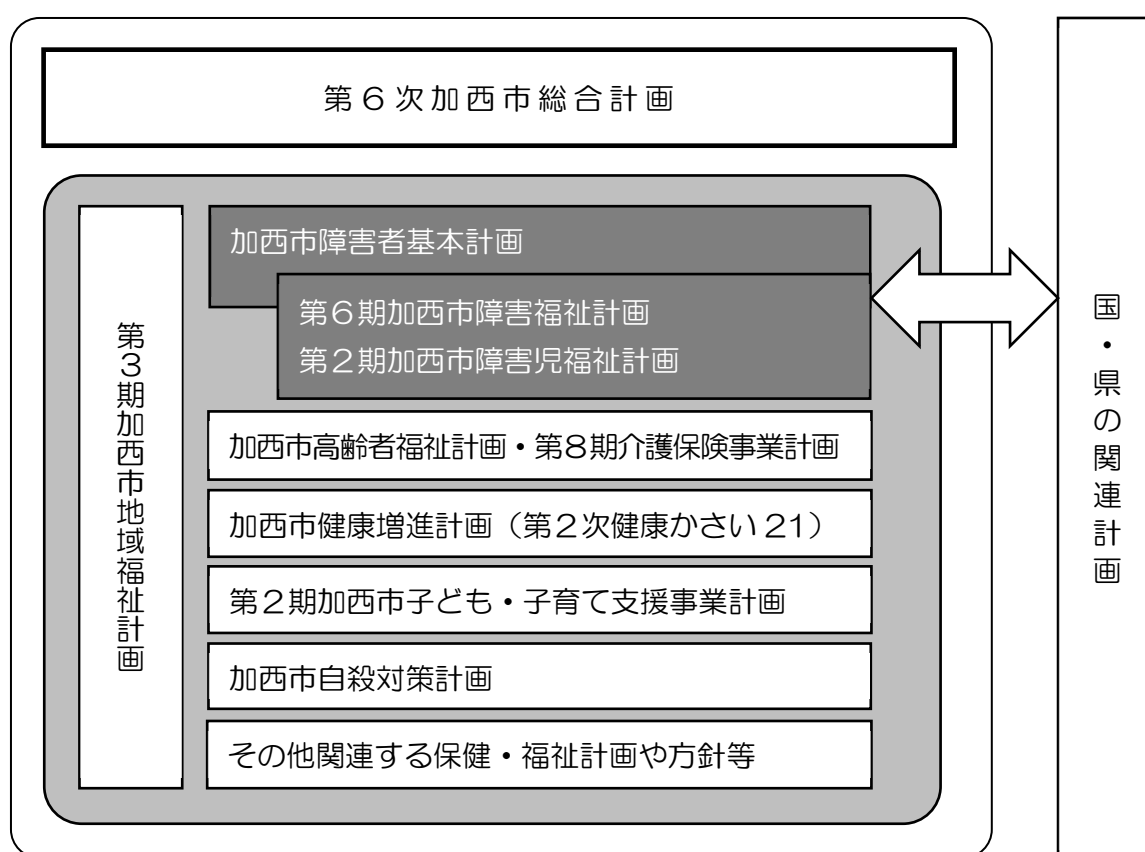
障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

2. 計画の位置づけ

「加西市障害者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画に相当します。また、「第6次加西市総合計画」における障がいのある人の施策の個別計画として位置づけられます。

また、「第6期加西市障害福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画に、「第2期加西市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に、相当するものです。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画・兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第6次加西市総合計画」や「第3期加西市地域福祉計画」をはじめ、関連する本市の他計画との整合を図りました。



3. 計画の期間

「加西市障害者基本計画」の対象期間は、令和3年度から8年度までの6年間とします。

「第6期加西市障害福祉計画」と「第2期加西市障害児福祉計画」の対象期間は、ともに令和3年度から5年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

	(年度)											
	H27	H28	H29	H30	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者基本計画	第2期						第3期（本計画）					
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期（本計画）			第7期		
障害児福祉計画				第1期			第2期（本計画）			第3期		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の障がいのある人や市民に対するアンケート調査や、事業所アンケート、障がいのある人の団体や支援団体に対する調査などを実施し、その結果を反映させました。

また、庁内において、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を行うとともに、学識経験者や福祉関係者、市民らで構成する「加西市障害者基本計画等策定委員会」において、現状の評価・検証や計画内容の検討などを重ね、その意見を反映させました。

本計画の最終案はホームページにおいて公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

【各調査の概要】

調査対象	調査期間	対象数	有効回収数（率）
障害者手帳所持者	令和2年1月10日～1月31日	1,500人（身体751、知的455、精神294） （無作為抽出）	767件（51.1%）
18歳以上の市民	令和2年1月10日～1月31日	1,000人（無作為抽出）	469件（46.9%）
県内のサービス提供事業者	令和2年1月14日～1月31日	29件	18件（62.1%）
市内の当事者団体（書面）	令和2年1月20日～2月7日	6件	5件（83.3%）
市内の当事者団体（面談）	令和2年2月19日	1件	

※障害者手帳所持者の対象数で「身体」は身体障害者手帳、「知的」は療育手帳、「精神」は精神障害者保健福祉手帳の所持者数内訳

5. 計画策定の背景

(1) 世界とわが国の動向

平成 18 年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年には「障害者基本法」が大幅に改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。

同じく平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成 25 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、これら一連の国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に、「障害者権利条約」を批准しました。

平成 25 年に施行された「障害者総合支援法」では、「改正障害者基本法」を踏まえた「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めることなどが新たに定められました。

さらに、平成 28 年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、その多様なニーズに対応するための新たなサービスが創設されたほか、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が新たに定められました。

現在、国においては平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第 4 次）」を策定し、「障害者基本法」に規定された「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指しています。

また、平成 27 年に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、国際社会が目指すべき長期的な開発の指針として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）で構成された SDG s（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）が示されました。

17 のゴールには「すべての人に健康と福祉を」「働きがいも経済成長も」「住み続けられるまちづくりを」など、障がい者福祉に関連する項目も含まれており、日本を含む世界各国で目標を達成するための取組が進められています。

(2) 県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、順次改定が行われ、平成 27 年には「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」を統合する形で「ひょうご障害者福祉計画」を策定しました。

「ひょうご障害者福祉計画」は当初、計画期間を終える令和 3 年に次期計画へと改定される予定でしたが、前年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、その影響や対策等を審議するため、令和 3 年度末に策定することとなりました。

なお、障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策を定めた実施計画である「兵庫県障害福祉推進計画」は当初の予定通り令和 3 年に改定され、令和 3 年度から第 6 期計画がスタートします。

年	内 容
昭和 57 年	「兵庫県国際障害者年長期計画」策定
平成 7 年	「“すこやかひょうご” 障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ー」策定
平成 13 年	「兵庫県障害者福祉プラン」策定
平成 17 年	「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」策定
平成 22 年	「ひょうご障害者福祉プラン」策定
平成 27 年	「ひょうご障害者福祉計画」策定 (「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」を統合)
令和 3 年	「第 6 期兵庫県障害福祉推進計画」策定(予定)
令和 4 年	「第 2 期ひょうご障害者福祉計画」策定(予定)



(3) 本市の動向

本市においても、国や県の動向と連携しつつ、平成 16 年に「新・加西市障害者福祉基本計画」を策定しました。平成 18 年には「第 1 期加西市障害福祉計画」を策定し、具体的な目標を定めてさまざまなサービスの提供に努めてきました。

また、「児童福祉法」等の改正にともない、平成 30 年 3 月には「第 1 期加西市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある児童に対する支援の拡充に努めてきました。

それぞれの計画は改定を重ね、本計画へ継承されています。

さらに、平成 28 年 9 月には「加西市手話言語条例」が制定され、これに基づき平成 29 年 3 月に「加西市障害者基本計画」「第 4 期加西市障害福祉計画」の個別実施計画として「加西市手話施策推進計画」を策定しました。この計画は令和 3 年 3 月に改定され、令和 3 年度から「第 2 期加西市手話施策推進計画」へ継承されています。

年	内 容
平成 16 年	「新・加西市障害者福祉基本計画」策定
平成 18 年	「第 1 期加西市障害福祉計画」策定（その後、3 年ごとに改定）
平成 21 年	「加西市障害者基本計画」策定
平成 27 年	「加西市障害者基本計画」（第 2 期）策定
平成 28 年	「加西市手話言語条例」制定
平成 29 年	「加西市手話施策推進計画」策定
平成 30 年	「第 1 期加西市障害児福祉計画」策定
令和 3 年	「加西市障害者基本計画」（第 3 期） 「第 6 期加西市障害福祉計画」「第 2 期加西市障害児福祉計画」策定 「第 2 期加西市手話施策推進計画」策定

「障がい」の考え方について — 医学モデルと社会モデル —

かつては障がいに関する課題は、当事者個人に原因があると考えられていました。（医学モデル）

例えば車いすを必要とする人がいたとして、その人が生きづらさを感じているのは、その人の身体の状態が原因だとする考え方です。この場合、医療によってその人の身体の状態を改善しなければ、生きづらさは解決できないこととなります。

これに対し平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、障がいのある人の生きづらさの原因は、社会にあるという考え方に見直されました。（社会モデル） 車いすを必要とする人の生きづらさは、段差などがある社会のあり方に起因するという考えです。この場合、バリアフリーを徹底するなど社会のあり方を改善すれば、問題は解決できることとなります。

現在ではこの社会モデルに基づいて、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりが進められています。社会生活をする上で物理的な障壁（バリア）ばかりでなく、偏見や無関心などの心理的な障壁（バリア）や制度や慣行の障壁（バリア）も存在します。このような社会的障壁（バリア）が取り除かれることにより、誰もが安心して暮らせる社会が実現できます。

6. 基本理念

「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指しています。

また平成 23 年に「障害者虐待防止法」が、平成 25 年には「障害者差別解消法」が成立し、障がいのある人の人権の保障や、障がいのある人に対する市民の共助（合理的配慮）のいっそうの推進が求められています。

本市においてもこの目的にのっとり、障がいのある人を自らの決定に基づき社会に参加し、生活する主体としてとらえ、障がいのある人もない人も互いに支えあいながら自己実現できる地域社会づくりを目指します。

また、障がいのある人の行動・移動や生活を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

このような方向性や目的を端的に示すものとして、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

《基本理念》

障がいのある人の多様な個性が輝く、
誰もが安心して暮らせるまちづくり

7. 基本目標

基本理念に基づき、以下の5つの基本目標を定めて、具体的な施策を展開します。

基本目標 1

障がいのある人の権利擁護の推進及び理解の促進

障がいのある人が虐待や不利益な扱いを受けないよう、権利擁護に努めるとともに、すべての市民が障がいのある人の人権を尊重し、当事者の暮らし難さを理解して、自ら進んで合理的配慮の提供等ができるよう、市民に対する啓発・広報・教育等に努め、障がいのある人に対する差別の解消と理解の促進を図ります。

基本目標 2

社会参加と自己実現を支援する地域づくり

誰もが生きがいを持って地域で暮らせるよう、仲間との交流活動や地域におけるさまざまな文化・芸術活動やスポーツ、社会活動等への参加促進や、参加しやすい環境づくりに努めるとともに、ボランティア活動などを通じた共助による支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人の就労の場の確保、就労後の職場定着のための支援、適正な工賃の確保など、障がいのある人が地域でいきいきと働き自己実現できる環境の整備を進めるとともに、選挙時の配慮など外出が困難な人の権利擁護に努めます。

基本目標 3

総合的な支援基盤の整備

障がいのある人が自分らしく、安心して地域で生活していけるよう、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど生活基盤の整備に取り組みます。また、少子高齢化を背景に今後、支援を必要とする人の増加とそれを支える人の不足が予測されることから、介護保険制度との連携を図るとともに、障がい者福祉を支える人材の育成に努めます。

あわせて、障がいや疾病の早期発見・早期対応を図るとともに、医療と福祉の連携を深め、適切な保健・医療サービスの提供を進めます。

さらに、障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図るとともに、すべての子どもたちがともに交流を深め、ともに学び合い、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

基本目標 4

安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安心・安全な暮らしを確保するために、防犯や防災などの体制の強化に向けた仕組みづくりを推進します。

基本目標 5

行政サービス等における配慮の推進

行政サービスの提供に際し、すべての職員が障がいのある人の置かれた状況やニーズを理解し、適切な方法での情報・サービスの提供や必要な配慮ができるよう、日常の業務や研修等を通じて障がいのある人や障がい福祉政策に関する情報を周知し、職員の理解促進と対応能力の向上に努めます。

8. 計画の施策体系

本計画は以下の体系に基づき、具体的な施策を展開します。

基本理念 障がいのある人の多様な個性が輝く、誰もが安心して暮らせるまちづくり	基本目標	施策の方向
	1. 障がいのある人の権利擁護の推進及び理解の促進	(1) 権利擁護の推進 (2) 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の普及
	2. 社会参加と自己実現を支援する地域づくり	(1) 障がいのある人の社会参加のための活動の充実 (2) 雇用・就業の支援
	3. 総合的な支援基盤の整備	(1) 生活支援体制の整備・充実 (2) 保健・医療の充実 (3) 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する支援の充実 (4) 福祉を支える人材の育成と確保
	4. 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり	(1) 住宅・住環境、交通など生活環境の整備充実 (2) 地域の防災・防犯体制の強化
	5. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の推進 (2) 相談・支援体制の充実

9. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加し、共に地域で暮らす主体としてとらえ、施策の策定及び実施にあたっては、当事者や障がい者団体などの意見を聞き、その内容を尊重します。
- 障がいのある人の、施策決定過程への参画を促進します。
- 障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

- 障がいのある人が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援を必要とする人が確実に支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口や支援制度・施策等が広く周知されるよう、広報に努めます。
- 支援にあたっては、「障害者基本法」第2条の障がい者の定義※を踏まえ、障がいのある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、また、その時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

- 障がいのある人の施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。
- 特に、障がいのある女性は、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意します。
- また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。
- さらに、適切な役割分担のもと、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

※「障害者基本法」第2条第1項：（障害者とは）「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

(4) アクセシビリティ（施設、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上

- 障がいのある人をはじめ、誰かの活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去をハード・ソフトの両面にわたって推進し、アクセシビリティの向上に努めます。
- 特に、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立または社会参加に深刻な悪影響を与えるものであるため、「障害者差別解消法」に基づき、事業者等に対して障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や合理的配慮の提供について理解の促進に努めるとともに、広く市民にも同法の理念や内容が周知されるよう、啓発に努めます。
- 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業や市民団体等の取組を積極的に支援します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

- 障がいのある人が必要となしに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国及び県との適切な連携及び役割分担下で、障がいのある人の施策を立案、実施します。
- 効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、地域福祉、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がいのある人の施策に関係する本市の他の施策・計画等との整合性を確保し、庁内各課との連携のもと、総合的な施策の展開を図ります。
- 本市の置かれた社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境等の変化に迅速に対応するため、本計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた取組の推進

- 令和2年に国内でも感染が拡大した新型コロナウイルスの影響で、密閉空間や人の密集を避ける、人と人の間に適切な距離（ソーシャルディスタンス）をとるなどの対策がとられています。障がい者福祉に関する相談、研修、会議、交流活動等においても、これらの対策を講じて、誰もが安心して参加できる環境の整備に努めます。
- 災害時の避難所、福祉避難所の運営についても感染症対策を踏まえた運営方針を、災害担当部局と連携して検討を進めます。

10. 計画の推進体制

（１）連携・協力の確保

障がいのある人の施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等、広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内相互はもとより、国、県及びその関係機関・団体並びに加西市社会福祉協議会、加西市障害者自立支援協議会、加西市社会福祉法人連絡協議会や近隣５市１町が共同で設置する北播磨障がい福祉ネットワーク会議等と緊密な連携・協力を図ります。

（２）広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障害者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を促進します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「こころのバリアフリー化」を推進するとともに、合理的配慮の実践が広く行きわたるよう努めます。

（３）計画の評価・管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、北播磨障がい福祉ネットワーク会議や障がい者団体との意見交換等を通じて、年に１回は成果目標・活動指標等をはじめとする本計画の検証を行うとともに、その結果を公表し、必要かつ効果的な施策・事業の実現に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。

（４）情報提供

広く市民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙、パンフレット、市のホームページ等を通じて、周知に努めます。

第2部 加西市障害者基本計画 各論

1. 障がいのある人の権利擁護の推進及び理解の促進

【現状と課題】

■アンケート調査より

- 障がいがあることで差別や偏見などを受けたと覚えることがあるかという質問に対し、調査対象となった障害者手帳所持者の半数以上（54.2%）が「特に覚えることはない」と回答していますが、所持手帳別では療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者で「特に覚えることはない」が半数を下回っています。
- 成年後見制度の利用状況をみると、「不明・無回答」が38.6%と4割近くになっていることから、必要がなくて利用していない人だけでなく、制度そのものの認知度が低いとも考えられます。
- 一般（障害者手帳を持っていない人）向けのアンケートでは、80.6%と多くの人が「障害者差別解消法」の施行を「知らない」と回答しており、同法の趣旨や障がいのある人に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務などについて、十分に浸透していない状況がうかがえます。

■団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 関連団体からは「差別解消とは程遠い」「地域においても時々差別的な発言があることがある」などの回答がみられました。
- 事業所からは、「親亡き後」の生活の不安に関する回答がみられました。

■庁内における計画の評価・検証より

- 平成28年10月に加西市手話言語条例を施行し、手話講座や職員研修を開催して聴覚障がい者が安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。
- 「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」等について企業訪問や広報・啓発を推進してきました。今後も、いっそうの周知に向けた取組の継続が重要となっています。
- 特別支援学校の小・中学部では、隣接校や居住地校との交流及び共同学習を通して双方の児童生徒それぞれに変容や成長が見られます。高等部では、市内の県立高校との交流や地域での職場実習などが、相互理解を深める機会となっています。
- 障がい者虐待に関する窓口を設けていますが、市民への広報や周知は十分とは言えません。
- 成年後見制度の利用促進が十分とは言えません。

この分野の主な課題のまとめ

- 障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けた啓発や交流活動のいっそうの推進。
- 「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「障害者虐待防止法」等のいっそうの周知。
- 成年後見制度をはじめとする権利擁護の制度やサービスについてのいっそうの周知と利用促進の取組。

(1) 権利擁護の推進

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 各町で定期的に行っている住民人権学習会「まちかどフォーラム」や「地区人権学習会」において、さまざまな人権課題について学習を行い、障がいのある人の人権についても考える機会を提供します。	人権推進課
②	○ 「障害者虐待防止法」等を踏まえ、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者虐待等にかかわる関係各機関と連携しながら、加西市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。 ○ 加西市障がい者虐待防止センターの役割や連絡先等について、広く市民に認知されるよう、さまざまな場を活用して広報・周知に努めます。	地域福祉課
③	○ 成年後見制度や成年後見制度利用支援事業等、障がいのある人の権利擁護のための制度や取組について、広く市民に認知されるよう、さまざまな場を活用して広報・周知に努めます。	地域福祉課
④	○ 障がいのある人の自己決定の尊重と本人の保護の調和に留意しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めるとともに、判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助や成年後見制度の専門的相談等を行う権利擁護センターの機能について、調査・研究を図り、関係機関との協議を検討します。	地域福祉課

具体的な取組例

- 「まちかどフォーラム」「地区人権学習会」の実施
- 市民等に対する障がい者虐待防止に関する広報・啓発
- 事業所等に対する障がい者虐待防止に関する取組の促進
- 家庭等で障がい者虐待があった場合の被虐待者やその養護者への支援
- 障害福祉サービス事業所等で障がい者虐待があった場合の被虐待者への支援と事業者への指導の実施
- 成年後見制度利用支援事業（相談、申立ての支援）の推進と広報・啓発
- 成年後見人等の報酬助成
- 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

(2) 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の普及

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 広報誌やパンフレット・リーフレット、関係機関紙、インターネットなどの広報媒体により、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解促進を図り、差別の解消に努めます。 ○ 情報の提供にあたっては、さまざまな障がいの状態に応じ、伝わりやすい伝達方法を工夫します。	地域福祉課
②	○ 「障害者差別解消法」に定められた障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、広く市民や事業所等に普及するよう、理解の促進に努め、「こころのバリアフリー化」を図ります。	産業振興課 地域福祉課
③	○ 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「改正障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、広報紙の活用等により周知・啓発に努めます。	産業振興課 地域福祉課
④	○ 平成 28 年 10 月施行の「加西市手話言語条例」の周知・啓発に努めるとともに、手話通訳者の育成等、障がいの特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めます。	地域福祉課
⑤	○ SDGs など国際的な取組の趣旨や取組内容、シンボルマークなどについて、理解と普及に努めます。 ○ ヘルプマークをはじめ、その他の障がいに関するさまざまなシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。	地域福祉課
⑥	○ 特別支援学校や特別支援学級と通常学級の子どもが学習や活動を通して交流しあう場や、障がい者団体や施設の方の話を聞くなど体験的な活動を取り入れた学習の場を設け、障がいについての理解促進に努めます。	学校教育課
⑦	○ 「みんなの福祉フェスタ」などを通じて、より多くの市民が交流を図り、障がいのある人の理解を深められるよう、障がいのある人の参画のもと、イベント内容の充実に努めます。	地域福祉課

具体的な取組例

- 「広報かさい」、加西市ホームページ等を活用した広報・啓発
- 事業者や市民に対する「障害者差別解消法」に関する啓発・普及
- 「障害者週間」などの広報・啓発
- SDGs や障がいに関するシンボルマークの普及
- 「障がい福祉イベント」の開催
- 小・中学校における障がいについての理解促進の取組

2. 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

【現状と課題】

■アンケート調査より

- 地域活動に参加する際に問題となることは何かという質問に対し、「健康や体力に自信がない」「移動が大変」「参加したくなるようなものがない」と回答した人が多くなっています。
- また、「どのような活動が行われているか知らない」という回答も2割近くあり、より効果的な広報手段の工夫も重要となっています。
- 一般就労をしたいと思うかという質問（施設などで仕事をしている人に対する質問）に対し、4割近くの人が「思う」と回答しています。一方で、療育手帳所持者ではそのうちの4割の人が「障がいの状況にあった仕事がない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では4割近くの人が「健康状態が悪い」と回答しています。
- 働く上でどのような条件が必要だと思うかという質問に対し、「障がいにあった仕事であること」や「障がいに対する周囲の理解があること」と回答した人が多くなっています。

■団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 関連団体からは、「障がい者に対する理解不足」や、「偏見や誤解の存在」「障がいのある人との交流の場の不足」「事業所の不足」などを指摘する回答がありました。
- 事業所からは、「施設での作業ができていても外に出ればどうなのか」といった不安や、「加工品が販売できる設備を確保したいが資金が不足している」といった回答がみられました。

■庁内における計画の評価・検証より

- 障がい者（児）社会参加促進事業の積極的な利用により、障がいのある人となない人が交流するよい機会となっています。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携体制ができており、障がいのある人の就労や職場定着など、一貫した支援を行っています。
- 基幹相談支援センターに就労支援員が配置されており、就労支援体制の充実が図られています。一方で、後継者の育成が課題であると考えられます。

この分野の主な課題のまとめ

- 誰もが参加しやすく興味を持てるイベント等の企画や、参加しやすい環境づくり（バリアフリーの推進など）、広報手段の工夫。
- 個々の障がいの状況や就労意向に応じた就業先の開拓、就労後の定着支援、事業者らに対する理解の促進。
- 就労継続支援B型事業所における、利用者のニーズに応じたサービスの提供と、事業者に対する運営支援。

（１）障がいのある人の社会参加のための活動の充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 地域活動支援センターの周知を図り、日中活動の場や社会参加の機会を提供します。	地域福祉課
②	○ 地域住民による支えあいシステム（あったかシステム）の一環である「ふれあいいきいきサロン」等への障がいのある人の参加を促進し、社会参加と交流の機会を提供します。	社会福祉協議会 地域福祉課
③	○ 障がいのある人とない人が交流する機会を創出し、障がいに対する理解の促進に努めます。 ○ 障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を支援します。	地域福祉課
④	○ 文化芸術活動、スポーツに関する人材の育成や施設・設備の整備の促進に努めるなど、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりを促進します。	文化・観光・スポーツ課 地域福祉課
⑤	○ 障がいのある人の文化芸術活動やニュースポーツの普及を促進します。	文化・観光・スポーツ課 地域福祉課
⑥	○ 生涯学習活動については、障がいに関する講座などの開催とともに、障がいのある人の参加促進を図ります。	生涯学習課

番号	取組内容	主な担当課
⑦	○ 社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。 ○ ボランティアの確保・育成とともに、障がいのある人とボランティアをコーディネートする加西市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。	社会福祉協議会 地域福祉課
⑧	○ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。	選挙・監査・公平委員会事務局

具体的な取組例

- 地域活動支援センターの周知、運営支援
- ふれあいいきいきサロン等の周知、運営支援
- 障がい者（児）社会参加促進事業の運営支援
- 家族会（身体、知的、精神）への支援及び協力体制
- 障がい者運動会の実施（スポーツ大会《グランドゴルフ等》）
- 障がいと障がいのある人への理解のための講座の充実（研修講座事業）

（２）雇用・就業の支援

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 公共職業安定所や兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図り、障がいのある人の就業促進や就業後の職場定着支援までを一貫して支援します。	基幹相談支援センター 地域福祉課
②	○ 兵庫労働局等と連携して、国等の各種助成制度の周知・広報に努め、障がいのある人を雇用する事業主を支援します。	基幹相談支援センター 産業振興課 地域福祉課
③	○ 兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センター等の就労支援施設について周知・広報を行うとともに、関係機関の参画によるきめ細やかな支援により、その利用促進を図ります。	基幹相談支援センター 地域福祉課
④	○ 基幹相談支援センターに就労支援専門員を配置し、就労支援や就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の充実に努めます。	基幹相談支援センター 地域福祉課

番号	取組内容	主な担当課
⑤	○ 「障害者優先調達推進法」に基づき、本市における調達方針を策定し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。	基幹相談支援センター 地域福祉課
⑥	○ 就労継続支援事業の利用者がよりやりがいを感じながら、生きがいを持って就労を継続し、自己実現が図れるよう、サービス提供事業所等と連携して、その運営を支援します。 ○ 就労継続支援事業所における賃金・工賃について、その水準の維持・向上に努めます。	基幹相談支援センター 地域福祉課

具体的な取組例

- 公共職業安定所や兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携
- 関係機関の連携による就労支援の体制づくり
- 基幹相談支援センターにおける就労支援専門員の配置
- 本市が使用する物品やサービスにおける障がい者就労施設等からの優先的調達の促進
- 加西市障害者自立支援協議会就労支援連絡会における情報交換と検討



3. 総合的な支援基盤の整備

【現状と課題】

■アンケート調査より

- 今後利用したいサービスは何かという質問に対し、「施設入所支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」などと回答した人が、比較的多くなっています。所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「日中一時支援」が、他と比べて高くなっています。
- また、「不明・無回答」が3割以上となっており、サービスについて知らないもしくは関心がない人が一定数いるとも考えられます。
- 医療を受ける上で困っていることは何かという質問に対し、「医療費の負担が大きい」「通院（病院までの移動）が困難」などの回答が、比較的多くなっています。
- 障がい児通所施設等（療育）で困っている（いた）ことはあるかという質問に対し、「指導員の充実」「送迎」と回答した人が、比較的多くなっています。
- 学校教育（特別支援学級等）で困っている（いた）ことはあるかという質問に対し、「友人との関係づくり」「本人に合った支援」と回答した人が、比較的多くなっています。

■団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 関連団体からは、「サービスがあることを知らない当事者や家族が多い」「グループホームや作業所等の働く場や訪問介護の充実が必要だが（そのためには）地域の理解が必要である」といった回答がみられました。
- 事業所では利用者からの依頼に対して受け入れ（サービス提供）できなかったことがあるかという質問に対し、「ある」と回答した事業所が7割以上ありました。その理由としては定員オーバーや職員不足などがあげられており、サービスの質とともに量の拡充が重要となっています。
- 定員拡大や事業者の新規参入が進まない理由として、事業者からは「職員の確保が難しい」という回答が最も多くなっています。

■庁内における計画の評価・検証より

- 生活介護等、一部のサービスで、いっそうの量の確保が必要なものがあります。また、介護する人の高齢化や障がいのある人の自立促進などを踏まえ、グループホームの整備が重要となっています。
- 障害者相談員に精神障がい当事者が加わり、相談支援体制の充実を図りました。
- 障がいのある児童生徒の「個別的教育支援計画」に、必要な合理的配慮を明記するようにし、通常学級に在籍する児童生徒のために「加西市通級による指導実施要綱」を更新するなど、障がいのある児童生徒の教育体制の整備を行いました。

この分野の主な課題のまとめ

- 利用意向が高いサービスについて、十分な量と質の確保。
- サービスを支える人材の確保と育成。
- 支援を必要としている人に十分な支援が行きわたるよう、制度や事業等のいっそうの啓発・周知。
- 医療費や通院の負担軽減へ向けた取組。
- よりきめ細やかな療育・教育の推進や、それを支える人の育成・確保。

(1) 生活支援体制の整備・充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいのある人の在宅生活を支援する中核事業として、引き続き充実を図ります。 ○ 重度障がいやさまざまな障がいの特性に応じたサービスの提供が可能となるよう、質の向上に努めていきます。	地域福祉課
②	○ 障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。 ○ 特に生活介護等については、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人が安定した生活を送ることができるよう、充実を図ります。	地域福祉課
③	○ 入所施設や精神科病院から地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化などから在宅では必要な支援が得られない場合や、家族から独立した生活を希望する場合等、障がいのある人の地域生活を支援していくため、グループホーム等の充実を図ります。	地域福祉課
④	○ 精神障がいのある人への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。	地域福祉課
⑤	○ 補装具・日常生活用具の給付等により、日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。	地域福祉課

番号	取組内容	主な担当課
⑥	○ 年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。	地域福祉課
⑦	○ 障がいのある人への理解と交流を深め、地域における障がいのある人の生活支援を充実させていくために、障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人連絡協議会、ボランティア活動団体などの他、地域住民や自治会などにおける地域福祉活動を支援していきます。	地域福祉課
⑧	○ 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、さまざまな障がい種別に対応した総合的な相談支援の充実に努めます。 ○ ひょうご発達障害者支援センター クローバー（加西ランチ）をはじめ、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。	地域福祉課
⑨	○ 障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。	地域福祉課
⑩	○ 障がいのある人の高齢化や重度化、また、介護者や家族の高齢化などを踏まえ、介護保険制度やその担当課との連携を強化し、そのニーズに応じたサービスの提供に努めます。	地域福祉課 長寿介護課
⑪	○ 障がいのある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する全体調整機関としての北播磨障がい福祉ネットワーク会議と連携し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、調整機能の充実に努めます。	地域福祉課

- 「加西市障害福祉計画」に基づく訪問系サービス（居宅介護等）、移動支援等（地域生活支援事業）、日中活動系サービス（生活介護、短期入所、生活訓練等）、居住系サービス（グループホーム等）などの充実
- 第三者評価等の適正な苦情処理システムの確立と運用（県との事業所合同監査）
- 年金・医療費・諸手当給付等の経済的支援
- 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付制度の利用支援
- あったか友愛訪問活動と連携した地域福祉の推進
- 社会福祉協議会活動との連携強化等（町単位のサロン開設を推進）
- 基幹相談支援センターの運営
- 北播磨圏域精神障害者地域移行・地域定着連絡会議（加東健康福祉事務所）との連携
- 地域生活支援拠点等の整備
- 専門相談機関との連携
- サービス等利用計画の作成の促進、指定特定相談支援事業所の設置促進
- 介護保険制度担当部署との連携強化
- 北播磨障がい福祉ネットワーク会議との連携

（２）保健・医療の充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 特定健診、特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防、合併症の発症等を予防する等の予防に努めます。また、障がいの原因となる疾病等について、その予防や治療に関する正しい知識の普及に取り組みます。	国保医療課 健康課 地域福祉課
②	○ 「障害者総合支援法」に基づき、自立支援医療制度（育成医療、更生医療及び精神通院医療）の活用を促進するとともに、重度障がいのある人の医療にかかる経済的負担を軽減します。 ○ 関係機関と連携し、自立支援医療制度の広報・周知に努めます。	地域福祉課
③	○ 障害福祉サービス等の対象疾病（難病等）について、その内容（対象となる疾病の種類等）の正しい情報が周知されるよう、啓発に努めます。	地域福祉課
④	○ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症を予防するため、学校教育等を通じて早期からその危険性を啓発するとともに、広報紙やホームページ等でも情報を発信し、広く市民に啓発を行います。 ○ 依存症の深刻化を防ぐため、広報紙やホームページ等さまざまな媒体や機会を通じて、相談先等の情報発信に努めます。	地域福祉課 学校教育課

- 各種健診体制の充実と受診への積極的な勧奨
- 「第2次健康かさい21」に基づく取組の推進
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供
- 難病特定疾患対策の推進（加東健康福祉事務所との連携）
- 医療に係る経済的支援（自立支援医療費の給付）
- さまざまな依存症予防に関する教育や啓発の推進

（３）障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する支援の充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 妊産婦健診、乳幼児に対する健康診査、保健指導の適切な実施により、障がいの原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期療育を図ります。	健康課
②	○ 支援が必要な子どもが身近な地域で発達段階に応じた支援を受けられるよう、療育等の支援を行う児童発達支援や、居宅介護、短期入所、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の適切な支援体制を整えます。 ○ 児童療育室、児童発達支援事業所等について、障がいの重度化や多様化に対応できるような療育の質の向上を促進します。	こども未来課 地域福祉課
③	○ こども園等への保育教諭等の加配職員の配置等により、障がいのある子どもの受入体制の充実を図ります。 ○ さまざまな障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別の教育支援計画・指導計画を作成し、保護者と共有しながら保育を進めます。これらを個別の発達支援ファイルにまとめ、保・幼・小・中・高校間で引継ぎを行い、支援の充実を図ります。	こども未来課
④	○ 障がいのある子どもに対する個別の配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するように努めます。	学校教育課
⑤	○ インクルーシブ教育システムの構築とともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して最も確かな指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。	学校教育課

番号	取組内容	主な担当課
⑥	○ 保健、医療、福祉、教育等との連携のもと、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を図るとともに、特別支援学校等の卒業後も途切れのない、ライフステージに応じた総合的で計画的な支援につなげていきます。	健康課 こども未来課 学校教育課 地域福祉課

具体的な取組例

- 妊産婦・新生児等への保健サービスの実施（乳幼児健診、乳幼児保健事業、発達相談など）
- 地域における療育体制の充実等（健康課、児童療育室、総合教育センターとの連携）
- 個に対応する一貫した総合的療育の体制充実（サポートノートの配付・活用、ペアレントトレーニングの実施）
- 支援が必要な子どもに対する児童発達支援や、居宅介護、短期入所、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の福祉サービスの提供
- こども園等における障がいのある子どもの受入体制の確保
- 障がいのある児童生徒一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と引継ぎ体制の充実
- 「発達障がい支援ガイド」（平成 25 年加西市発行）の改定
- 特別支援教育支援員・スクールサポーターの配置
- 特別支援教育の充実に向けた取組（教育相談・就園、就学相談の実施等）
- 医療的ケア児に対する支援の検討

（４）福祉を支える人材の育成と確保

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 障がい者福祉にかかわる人材の育成と確保のため、小・中学校での交流活動などを通じ、障がい福祉について理解と関心を深められよう、児童・生徒に働きかけます。	学校教育課 地域福祉課
②	○ 近隣市町も含めた専門学校、短期大学、大学などで福祉を学ぶ学生に対し、本市の取組やサービス提供事業者等に関心が持てる現場体験などの機会を通じて理解促進に努めます。	地域福祉課

具体的な取組例

- 小・中学生と障がいのある人の交流活動
- 県内大学の学生との交流・現場体験（インターンシップ）の実施
- 高校、専門学校、短期大学、大学などに対する求人情報の提供
- 障がい者福祉に関する就職ガイダンスの開催、または参加

4. 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

【現状と課題】

■アンケート調査より

- 災害などの緊急事態時に一人で避難できると思うかという質問に対し、身体障害者手帳所持者で43.1%、療育手帳所持者で60.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者で32.4%の人が「一人では避難できないと思う」と回答しています。
- 避難時に特に必要だと思うことは何かという質問に対し、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所」「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備」「避難所生活における健康管理のための医師、看護師等の確保」などの回答が多くなっています。

■団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 関連団体からは、「当事者と行政、関係機関、地域住民と一緒に、プロジェクトチームのような形で話し合いの場を持ちたい」「加西市南部及び東部の交通網の整備を考えてほしい」「車がないと何もできない」などの回答がみられます。このため、まちづくりの全体像の中で、障がい者福祉を位置づけて考えることが重要となっています。

■市内における計画の評価・検証より

- 段差解消等、公共施設のバリアフリー化に一定の進展が見られる一方、まだ対応が十分ではない施設等が存在します。
- 災害時に備えた障がいのある人に対する支援体制の、いっそうの整備が重要となっています。
- 障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、対策の継続が重要となっています。
- 市役所内に手話通訳士を配置するなど、さまざまな障がいに応じた情報発信・コミュニケーション手段の充実を図りました。

この分野の主な課題のまとめ

- 多様な障がいの特性や内容に応じた災害時避難体制の充実。
- 自助・共助・公助による、災害時避難体制・避難計画の確立。
- ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進。
- 障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、啓発や情報提供、被害者への事後支援などの充実。

(1) 住宅・住環境、交通など生活環境の整備充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。	地域福祉課
②	○ 障がいのある人が日常生活上の相談援助等を受けながら安全に共同生活を行うグループホーム等の整備を促進します。	地域福祉課
③	○ 公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。	都市計画課
④	○ 施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の特性等を把握した上で、障がい者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置などを推進するとともに、それらの利用マナーについて啓発を行います。	都市計画課
⑤	○ 歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。	土木課
⑥	○ 歩道において、放置自転車等が障がいのある人を含めた歩行者の妨げにならないように、その管理に努めるとともに、自転車利用者のマナー向上に向け周知・啓発を図ります。	施設管理課
⑦	○ 「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施のため、北播磨地区福祉有償運送運営協議会に参画し、障がいのある人などの移動手段の充実を図ります。	福祉企画課 地域福祉課

具体的な取組例

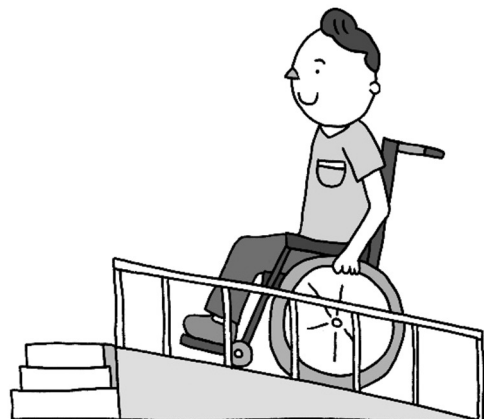
- 日常生活用具の給付及び住宅改修費の助成
- グループホーム等の整備
- グループホームに入居する低所得者に対する家賃補助事業の実施
- ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設などの整備促進
- 病院等公共施設における多目的駐車場の見直し
- 「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施

(2) 地域の防災・防犯体制の強化

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 要配慮者及び避難行動要支援者の把握のために、引き続き要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）の整備に取り組みます。 ○ 地域の関係機関・団体等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための訓練等の取組を引き続き推進します。 ○ 災害時に地域住民同士で助けあう「共助」の重要性について、広報紙やホームページ、避難訓練等の機会を通じて啓発に努めます。	危機管理課
②	○ 要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、障がいの特性に配慮した多様な情報伝達手段の整備について取組を推進します。	危機管理課
③	○ 避難所等において障がいのある人が、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ○ 災害発生時に福祉避難所（二次的な避難施設）の支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。	危機管理課 地域福祉課
④	○ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携の促進等により、障がいのある人に対する犯罪被害防止と犯罪被害の早期発見に努めます。 ○ 110番アプリやFAX110番、Net119緊急通報システム（聴覚言語障がい者用緊急通報）等の利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図ります。 ○ 罪を犯した障がいのある人（触法障がい者）の地域生活支援について、兵庫県地域生活定着支援センターをはじめ、関係機関との連携を図るとともに、地域での理解を深めていきます。	地域福祉課
⑤	○ 障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。	ふるさと創造課 (消費生活センター)
⑥	○ 障がいのある人や徘徊により行方不明となった認知症高齢者等を、地域の支援を得て早期に発見する「徘徊SOSネットワーク事業」を活用し、地域で安心して生活できる体制を整えます。	地域福祉課 長寿介護課
⑦	○ 障がいによる理解力や判断力の不足が違法な行為につながることはないよう、障がいのある人やその家族等に対して、相談・見守りを通してきめ細やかな支援に努めます。	地域福祉課

具体的な取組例

- 要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）の整備、避難誘導體制の確立
- 防災と福祉の連携による個別支援計画の策定に向けた取組
- 避難のための情報伝達体制の確立
- 避難施設のバリアフリー化の促進
- 福祉避難所の設置促進及び受入体制の確立、避難訓練の実施
- 防犯対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済



5. 行政サービス等における配慮の推進

【現状と課題】

■アンケート調査より

- 福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかという質問に対し、「家族・親戚」「市役所の担当課（地域福祉課、健康課、教育委員会等）」「加西市基幹相談支援センター やすらぎ」と回答した人が、多くなっています。
- 「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」と回答した人は比較的少なくなっていますが、情報伝達手段の発達に合わせ、新たな情報発信の方法を検討することも有効と考えられます。

■団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 関連団体からは「（障がいのある人自身が）医療・福祉・地域等のことについて関心が薄い」「選挙等についても自分の生活に直接影響するという意識が足りない」などの回答がみられます。
- また、「行政サービスの窓口がどこにあるのかわからない人もいる」という回答もみられます。

■庁内における計画の評価・検証より

- 事務・事業の実施にあたって、合理的配慮の提供に努めてきました。
- 平成 28 年 10 月施行の「加西市手話言語条例」を踏まえ、手話講座や職員研修を通じて聴覚障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。
- 投票所にスロープを設置するなど、障がいのある人が投票を行いやすい環境整備を進めてきました。いっそうのバリアフリー化の推進が重要となっています。

この分野の主な課題のまとめ

- 全庁における、障がいのある人に配慮した情報提供や窓口対応の充実。
- 多様な情報提供手段の工夫。
- より多くの人が投票しやすくするための、情報提供、啓発、投票所のバリアフリー化などの推進。

(1) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の推進

番号	取組内容	主な担当課
①	○ ホームページ及び広報紙、パンフレット等により、サービスなどの情報提供を充実するとともに、さまざまな障がいに対応した情報発信手段の工夫に努めます。	地域福祉課
②	○ 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣、設置等による支援を行うほか、手話通訳者等の養成研修等を実施するなど、意思疎通支援事業の充実を図ります。 ○ 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対する日常生活用具の給付を行います。 ○ 知的障がいのある人等のコミュニケーション手段の確保を図るためコミュニケーションボードの設置、サポーターの配置等、必要な支援を推進します。	地域福祉課
③	○ 障がいのある人を含むすべての人の利用しやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実に努めるとともに、各関係機関におけるホームページ等のアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	情報政策課
④	○ 点字や音声による候補者情報の提供等、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等も踏まえ、福祉団体等と連携しながら障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。	選挙・監査・公平委員会事務局
⑤	○ すべての市職員が障がいの内容や程度などに応じて適切な対応や合理的配慮の提供ができるよう、障がいに関する基本的な知識やコミュニケーション手段等について、職員への研修を行います。	地域福祉課

具体的な取組例

- 障害福祉サービス等各種支援サービスの周知
- 意思疎通支援事業の充実
- 庁内における手話通訳士（職員）の配置
- 「声の広報」「点字広報」の発行
- 情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等に応じた情報発信手段の検討

(2) 相談・支援体制の充実

番号	取組内容	主な担当課
①	○ 庁内各課をはじめ、北播磨障がい福祉ネットワーク会議や関係機関・団体等との連携により、必要な人を必要な支援につなげることができるよう、情報共有や意見交換などを積極的に行います。	地域福祉課
②	○ 高齢障がい者の支援について、介護保険と障がい福祉の両分野の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、ライフステージに応じた相談体制の充実と関係機関との連携強化により、切れ目のない支援に努めます。	長寿介護課 地域福祉課
③	○ 加西市障害者自立支援協議会の専門部会間の連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。	地域福祉課
④	○ 地域におけるピアカウンセリングの担い手の育成・確保等について、検討を進めます。	地域福祉課
⑤	○ 障がいのある人本人、その家族、地域社会の誰もが障がい福祉施策の内容や相談先等についての理解が深まるよう、啓発に努めます。	地域福祉課
⑥	○ 庁内の福祉関連課にとどまらず、全庁で障がい福祉施策への理解が深まるよう、研修などを通じて啓発に努めます。	地域福祉課

具体的な取組例

- 介護保険と障がい福祉関係課間の情報共有（ケース会議の開催など）
- 加西市障害者自立支援協議会の専門部会間の情報共有
- 関係機関・団体等との情報共有
- ピアカウンセリングに向けた関係者との検討会議の開催
- 障がい者福祉に関する広報の充実、チラシやパンフレットの配布
- 職員研修による理解の促進



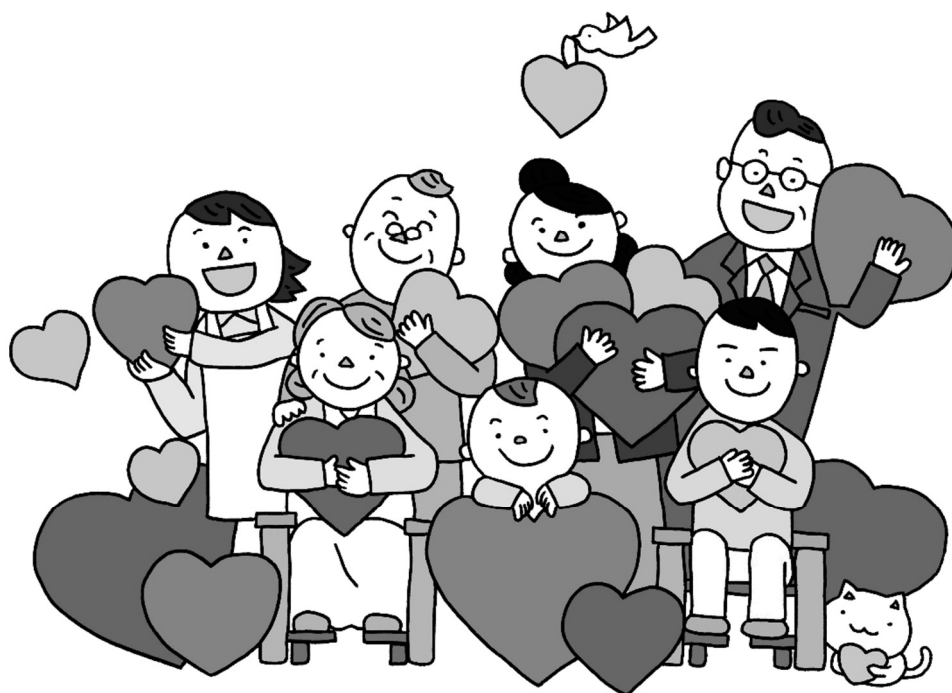
第 3 部 第 6 期加西市障害福祉計画

1. 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障害福祉サービスの提供に必要なサービス量の見込みや、その確保の方策などを定めた実施計画です。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域社会全体で市民が主体的に障がい者支援に取り組むための仕組みづくりや、障がい者福祉を支える人材の確保、障がいのある人の社会参加の促進などに関する取組についても定めます。

なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。



2. 令和5年度に向けた成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項 目	前計画 目標値	実績 見込み
地域生活移行者数（人） 平成28年度末基準からの累計人数 《国の指針／平成28年度末時点の施設入所者数60人の9%以上》	6	11
施設入所者数の削減（人） 年度末時点の入所者数 《国の指針／平成28年度末時点の施設入所者数60人から2%以上削減》	58	70

今回の国・県の指針

- 地域生活移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元年度末時点の1.6%以上削減

【本計画における数値目標】

平成元年度末時点の施設入所者数は71人であり、令和5年度末の地域生活移行者数の目標は、71人の6%（4.3人）を上回る5人とします。

施設入所者数の削減目標については、71人の1.6%削減（69.9人）より少ない69人とします。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の施設入所者《A》	71 人	
【目標】地域生活移行者の増加	5 人	《A》×0.06
【目標】施設入所者の削減	69 人 (2人削減)	《A》×0.984

(2) さまざまな障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項 目	前計画 目標値	実績 見込み
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（有無） 《国の指針／設置すること》	有	無

今回の国・県の指針

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

【本計画における数値目標】

関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有無	有	有	有

《この項目に関する活動指標》

■活動指標の内容

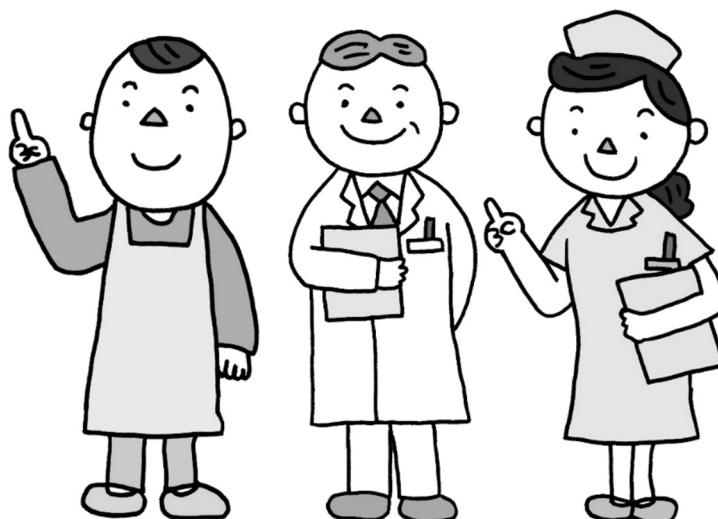
指 標	内 容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数	市町村ごとの協議の場を通じて、重層的な連携により支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

■見込量

指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	5	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数	回	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 関係機関との連携・協働に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。



(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項 目	前計画 目標値	実績 見込み
地域生活支援拠点等の整備（有無） 《国の指針／各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備すること》	有	無

今回の国・県の指針

○令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

【本計画における数値目標】

前計画において、令和2年度までに地域生活支援拠点等を整備する予定でしたが、場所や事業者の確保、緊急時の受入れ・対応策の整備等の面から、整備ができていません。このため、サービス提供事業者や北播磨圏域各市町と連携し、市内または圏域に最低1か所の地域生活支援拠点等を令和5年度末までに整備することを目標とします。

また施設の整備と並行し、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCAサイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上、実施することとします。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】地域生活支援拠点等の確保数（か所）	無	無	1
【目標】運用状況の検証・検討回数（回）	無	無	年1回以上

※地域生活支援拠点：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

項 目	前計画 目標値	実績 見込み
福祉施設から一般就労への移行者数（人） 《国の指針／平成28年度実績の1.5倍以上》	3	6
就労移行支援事業利用者数（人） 年度最終月の月間利用者数 《国の指針／平成28年度末の利用者数から2割以上増加》	9	4
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合（％） 《国の指針／就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする》	100 (1か所中)	0※1 (1か所中)
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の 職場定着率（％）	80	0※2

※1：就労移行率実績は平成30年度36.4%、令和元年度21.4%、令和2年度見込28.5%

※2：就労定着支援事業利用者は1人で就労定着者は0人

今回の国・県の指針

- 一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.27倍以上
(うち、就労移行支援事業：令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型：1.26倍以上、就労継続支援B型：1.23倍以上)《新》
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労への移行者のうち7割以上《新》
- 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所：7割以上《新》

【本計画における数値目標】

令和元年度の一般就労への移行者数は6人となっており、国の指標に基づく令和5年度末時点の一般就労への移行者数の目標値は8人以上となります。

一方で、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の目標値（人数）を合計すると9人となることから、令和5年度末時点の一般就労への移行者数の目標値を9人とします。

また、就労定着支援事業所の設置を目指すとともに、就労定着の支援に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労への移行者数 《A》	6 人	
うち、就労移行支援事業《B》	3 人	
うち、就労継続支援A型《C》	2 人	
うち、就労継続支援B型《D》	1 人	
【目標】一般就労への移行者の増加 《E》	9 人	《A》×1.27 以上
うち、就労移行支援事業	4 人	《B》×1.30 以上
うち、就労継続支援A型	3 人	《C》×1.26 以上
うち、就労継続支援B型	2 人	《D》×1.23 以上
【目標】就労定着支援事業利用者数	7 人	《E》×0.7 以上
令和元年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	0 か 所	
【目標】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	1 か 所	



(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

この項目は新規項目であるため、実績値はありません。

今回の国・県の指針

- 相談支援体制の充実・強化等《新》
- 都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築《新》

【本計画における数値目標】

障がいのある人に対する相談支援体制の充実のために、基幹相談支援センターを平成29年度に設置しましたが、多様化するニーズに的確に対応するため、庁内各課や関係機関等との連携を密にして、課題や情報の共有を進めるなど、相談支援体制のいっそうの充実に努めます。

また、障害福祉サービス等の質の向上についても、さまざまな機会を通じて障がいのある人のニーズ把握に努め、継続的な質の向上を目指します。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（有無）	有	有	有
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施の有無（有無）	有	有	有
【目標】サービスの質の向上を図るための体制構築（有無）	有	有	有

《この項目に関する活動指標》

■サービスの内容

指 標	内 容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込を設定します。
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を確保します。

【見込量算出の考え方】

- 令和2年度時点の状況を踏まえ、見込量を算出します。

■見込量

指 標		令和2年度 実績見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	件／年	15,500	15,800	15,800	15,800
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	-	15	18	20
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件／年	-	0	1	2
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数	回／年	-	12	12	12
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施する研修の参加人数	人	18	10	10	10
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 事業者等との連携・協議に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障がいのある人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 行動援護は減少傾向にありますが、今後も一定数の利用があるものと考えられることから、ほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	731	755	944	973	1,002	1,032
	人/月	45	47	52	53	55	56
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	37	48	33	33	33	35
	人/月	5	7	7	8	9	11
行動援護	時間/月	52	47	30	29	29	28
	人/月	2	2	2	2	2	2
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用時間」、下段は1か月当たりの利用人員
実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 居宅介護については今後、利用増が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して人材の育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図ります。
- 重度訪問介護と重度障害者等包括支援については、ニーズが発生した時に備え、サービス提供事業者の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分３（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分４）以上、または年齢が５０歳以上で、障害支援区分２（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分３）以上の場合対象となります。事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせ、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせ、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援Ａ型	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援Ｂ型	企業等や就労継続支援Ａ型での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。

サービス名	内 容
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれにとりまなう課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴・排せつ・食事等の介護等のサービスを行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設においてサービスを行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）や就労継続支援B型で利用者の増加傾向がみられることから、今後も増加が続くものとして十分なサービスの提供ができるよう、見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	2,911	2,944	2,979	3,009	3,039	3,069
	人/月	148	152	152	154	155	157
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	58	118	77	77	76	75
	人/月	3	7	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	25	26	105	107	109	111
	人/月	1	2	6	6	6	7
就労移行支援	人日/月	112	92	62	70	75	80
	人/月	7	6	5	6	7	7
就労継続支援 A 型	人日/月	771	685	659	675	685	700
	人/月	38	35	32	32	34	36
就労継続支援 B 型	人日/月	1,746	1,803	1,962	2,041	2,122	2,207
	人/月	103	109	119	126	134	142
就労定着支援	人/月	0	1	2	3	5	7
療養介護	人/月	11	12	10	10	10	10
短期入所	人日/月	235	271	310	315	320	325
	人/月	36	40	60	65	65	65

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用日数」下段は1か月当たりの利用人員
実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 特にニーズの増加が見込まれる自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型については、サービス提供事業者と連携して、受入枠の拡大に努めます。
- 同じくニーズの増加が見込まれる就労定着支援については、受入枠の拡大に努めるとともに、雇用側の事業者に対し、障がい者雇用についての理解促進を図り、一般就労に移行した人が職場に長く定着できるように努めます。

（３）居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共同生活援助はほぼ横ばいで推移していますが、障がいのある人やその介護者の高齢化などを踏まえ、増加傾向で推移するものと見込みます。
- 施設入所支援の利用者数が増加傾向にありますが、入所者の地域移行促進に努めることを踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	1 (1)
共同生活援助	人／月	23 (0)	26 (6)	27 (7)	30 (8)	31 (8)	31 (8)
施設入所支援	人／月	63	72	70	70	70	69

※数値は1か月当たりの利用人員。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）
カッコ内は、精神障がい者の内数

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の自立促進や介助する人の高齢化などを背景に、今後もニーズは拡大するものと見込まれますが、受入体制の整備には一定の時間がかかるため、サービス提供事業者の新規参入促進などを図り、受入体制の拡大に努めます。
- 自立生活援助は平成 30 年度から始まった事業ですが、事業を担うサービス提供事業者の確保、拡大に努めます。

（４）相談支援

■サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成 30 年度から令和 2 年度の実績を踏まえて見込みます。
- 計画相談支援の利用者が増加しており、適切かつ計画的なサービスが障がいのある人に行きわたるよう、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人／月	72	87	98	107	118	130
地域移行支援	人／年	0	0	0	0	0	1 (1)
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	1 (0)

※計画相談支援は 1 か月当たりの利用人員（モニタリング含む）。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

※地域移行支援、地域定着支援は 1 年間の利用人員

カッコ内は、精神障がい者の内数

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、サービス提供事業者との連携を図り、増加が見込まれるサービス量が十分確保できるよう努めるとともに、サービスを必要とするすべての人に適切な支援計画が策定されるよう、質の向上に努めます。
- 施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

（５）発達障がい者等に対する支援

■サービスの内容

指 標	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

■見込量

指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- 関係者との連携・協働に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

■必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 障がいのある人への理解促進に向けて、これまでもさまざまな機会をとらえて啓発に努めてきましたが、今後もさらに理解が進み、障がいのある人の人権の保障と障がいのある人に対する合理的配慮が浸透するよう、啓発に努めます。

■見込量

サービス名	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人への理解が深まるよう、幼児期からの教育や生涯学習、市の広報、イベントなどあらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- 「みんなの福祉フェスタ」などさまざまな機会を通じて、障がいのある人もない人も、誰もが触れ合い、互いに理解し合える場づくりに努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動にかかわるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。

【見込量算出の考え方】

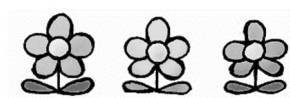
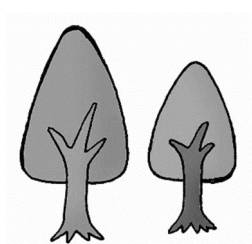
- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共助による障がい者支援の取組がさらに進展するよう、引き続き障がいのある人やその家族等の活動に対する支援を継続します。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人を支える活動が活発化されるよう、今後も障がいのある人やその介護者等の自発的な活動を支援します。



(3) 相談支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。
障害者虐待防止センター	虐待に関する通報または届出の受理、虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談 支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止 センター	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業に係る施設や事業の整備はできていますが、多様化する相談内容に的確に対応していくため、加西市障害者自立支援協議会との連携を強化し、サービス提供事業者、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、相談員の育成と資質の向上に努めます。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けた支援体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターにおいて、相談者に対する迅速な対応や、虐待防止に向けた啓発に努めます。

（４）成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、本人の意思により成年後見審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。

【見込量算出の考え方】

- 平成 30 年度から令和 2 年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	人	0	1	1	2	2	2
成年後見制度 法人後見支援 事業	有無	無	無	無	無	無	有

※数値は年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度については、高齢化等を背景にニーズが高まることも考えられることから、必要な人に支援が行き届くよう、事業の啓発・周知に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、現在は実施していませんが、令和5年度からの実施を目指し、業務を適切に行うことができる法人の育成・確保、運営支援などに努めます。

（５）意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	人	141	96	120	120	120	120
手話通訳者 設置事業	人	0	1	1	1	1	1

※数値は年間の延べ派遣人数

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣数はおおむね横ばいで推移するものと見込みますが、サービス提供に必要な人材の育成には時間がかかるため、計画的な育成に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、いっそうの設置推進に向け、人材の育成・確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 毎年、各サービスとも利用者数の増減がありますが、急なニーズにも対処できるよう、十分な量の確保を見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	件／年	2	1	2	2	2	2
自立生活 支援用具	件／年	5	2	2	2	2	2
在宅療養等 支援用具	件／年	12	12	12	12	12	12
情報・意思疎通 支援用具	件／年	13	11	13	13	13	13
排泄管理 支援用具	件／年	1,031	1,064	1,100	1,100	1,105	1,110
居宅生活動作 補助用具	件／年	1	5	2	2	2	2

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズを的確に把握し、十分な量の確保に努めるとともに、必要な人に支援が行き届くよう、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の養成を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	21	17	17	15	20	15

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量確保のための方策】

- 計画的に修了者を増やせるよう、広報・啓発に努めるとともに、修了までの支援や手話奉仕員から手話通訳者へのステップアップなどの支援に努めます。

(8) 移動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／年	26	32	42	43	44	45
利用時間数	時間／年	3,088	3,737	3,400	3,440	3,520	3,600

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加促進や自立支援の観点からも、増加が見込まれるニーズを満たすだけの人材確保等に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■サービスの内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 実利用者数は減少傾向で推移していますが、より多くの人にセンターを活用していただけるよう働きかけに努めます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／年	41	44	37	39	40	42
事業所数	か所	2	2	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

- より多くの方に利用していただけるよう、事業の啓発に努めます。

■任意事業

■サービスの内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもってしても入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人のスポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等発行事業	ボランティアが広報の内容を音声で収録した声の広報と点字版の広報を発行します。
その他社会参加支援事業	事業所や団体が、得意とする活動を行いながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 日中一時支援事業は利用者数が増加しており、今後もニーズが高まると考えられることから、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	2	2	2	3	3
日中一時支援事業	人/月	30	53	55	57	59	61
レクリエーション活動等支援事業	人/年	155	140	120	115	110	105
点字・声の広報等発行事業	部数	468	384	400	400	400	400
その他社会参加支援事業	事業数	8	6	5	5	5	6

※訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業は月平均。他は年間量

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援事業については、ニーズの増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して、人材の確保に努めます。

第 4 部 第 2 期加西市障害児福祉計画

1. 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障がいのある児童を支援する体制の確保や、障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、必要な目標やサービス量の見込み、その確保の方策などを定めた実施計画です。

なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。

2. 令和5年度に向けた成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

項 目	前計画 目標値	実績 見込み
児童発達支援センターの設置数（か所） 《国の指針／児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置》	1か所以上	1
保育所等訪問支援を行える体制の構築（有無） 《国の指針／保育所等訪問支援を利用できる体制を構築》	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保数（か所） 《国の指針／1か所以上確保》	1	0
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るた めの協議の場の設置（有無） 《国の指針／協議の場を設けること》	有	有
医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネータ ーの配置（人数）	1	1



今回の国・県の指針

- 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する《新》

【本計画における数値目標】

本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所をはじめ令和元年度末時点で確保できていない事業所がいくつかありますが、いずれも令和5年度中の確保を目指します。また、すでにある施設やサービス、取組については、いっそうの充実に努めます。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】児童発達支援センターの設置数(か所)	1	1	1
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(有無)	有	有	有
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(有無)	有	有	有
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(人数)	1	1	2

3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

■サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援・治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児タイムケア事業	昼間、就労等で保護者が不在家庭の障がいのある児童（特別支援学校等に在籍する児童・生徒）を対象に、放課後等に活動する場を提供するとともに、子育てと就労等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 児童発達支援については、発達障がいへの理解の高まりなどによって今後も利用者の増加が続くものとして見込みます。
- 放課後等デイサービスは利用者数が増加しており、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。



■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	39	42	62	68	75	83
	人/月	12	11	12	13	14	16
医療型児童 発達支援	人日/月	34	28	26	27	28	32
	人/月	7	7	5	6	7	7
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	1
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイ サービス	人日/月	501	577	570	575	580	585
	人/月	52	64	57	60	62	64
保育所等訪問 支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
障害児タイム ケア事業	人日/月	77	76	70	75	75	75
	人/月	5	5	6	7	7	7

※数値は1か月当たりの利用人員。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスはニーズが高く、今後も利用が増加すると見込まれることから、十分なサービス提供体制づくりに努めます。

（２）障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、少子化の中でも支援を必要とする児童は増加するとも考えられることから、十分な支援ができる体制を整えることを前提に見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人／月	15	17	16	17	17	18

【見込量確保のための方策】

- サービス提供事業者との連携を強化し、適切な利用計画の策定や通所後の支援に努めます。

(3) 教育と福祉の協議の場の設置

■サービスの内容

サービス名	内 容
教育と福祉の協議の場の設置	保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育と福祉の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有

(4) 障がいのある児童の相談窓口の設置

■サービスの内容

サービス名	内 容
障がいのある児童の相談窓口の設置	障がいのある児童やその保護者に対して、専門の相談員が総合的な相談窓口となり、福祉サービスの利用援助や介護相談、情報提供を行います。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児の相談窓口の設置	有無	有	有	有	有	有	有

第5部 資料編

1. 障がいのある人の状況

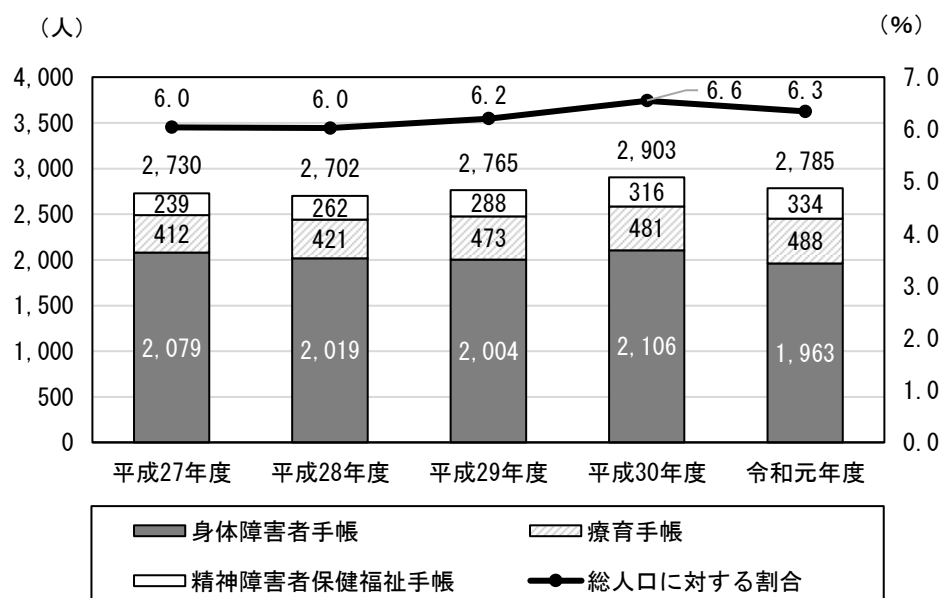
(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の計）は、平成 27 年度以降、増減はあるものの、おおむね増加傾向にあります。令和元年度は平成 27 年度と比較して、55 人（2.0%）増の 2,785 人となっています。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳は増減はあるものの、おおむね減少傾向となっています。

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、一貫して増加傾向にあります。

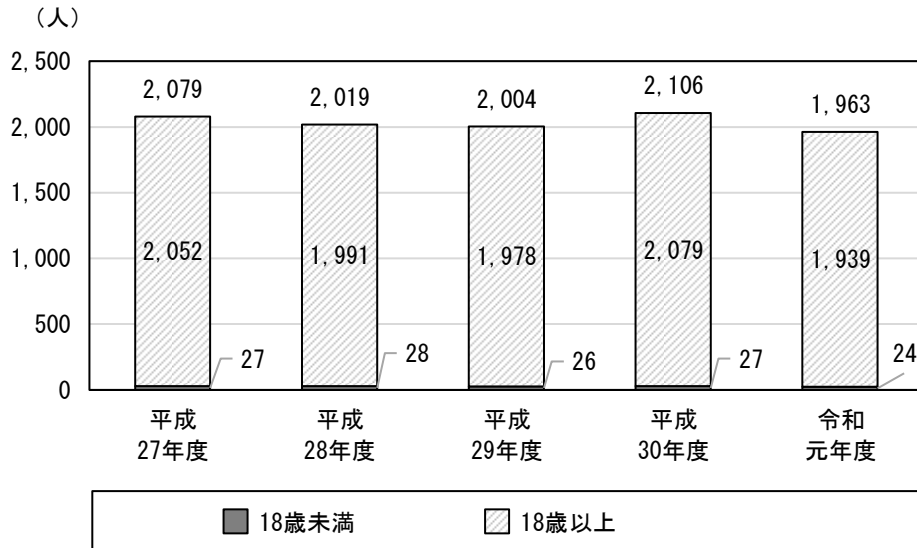
総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、増減はあるものの、おおむね増加傾向となっており、6.0%～6.6%の間で推移しています。



（各年度 3 月 31 日現在、総人口は住民基本台帳）

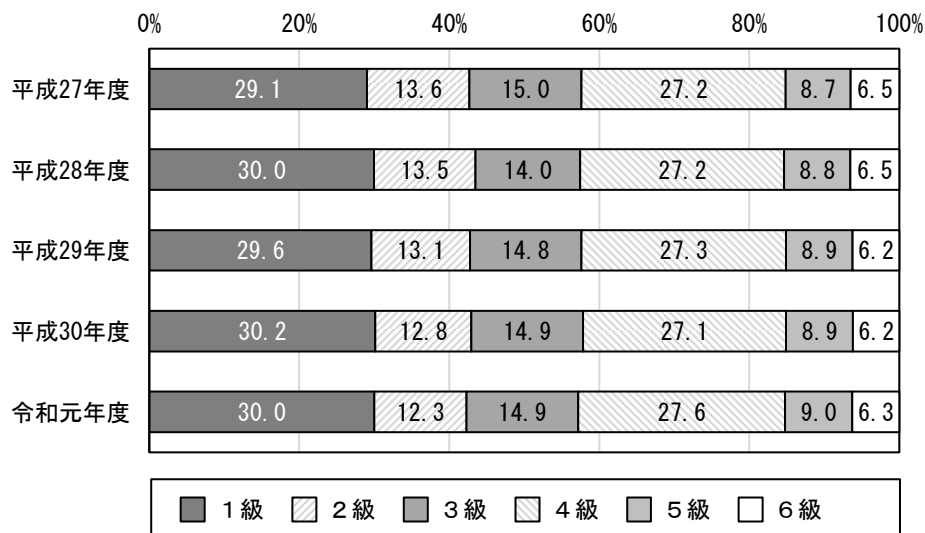
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年代別でみると、大半を18歳以上が占めています。18歳以上の手帳所持者数は、増減はあるものの、おおむね減少傾向となっています。18歳未満の手帳所持者数は、増減はあるものの24人～28人の間で推移しています。



(各年度3月31日現在)

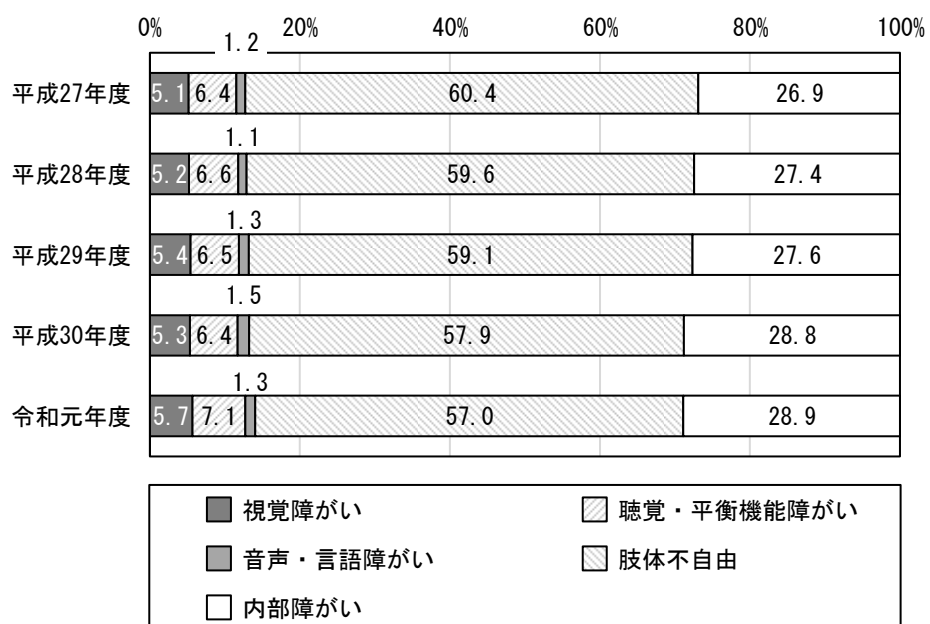
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、各年度とも1級が最も多く、3割前後を占めています。等級の構成比に大きな変化はみられませんが、2級が減少傾向にあることが、やや目立ちます。



(各年度3月31日現在)

身体障害者手帳所持者数の推移を障がいの種類別で見ると、各年度とも肢体不自由が最も多く、6割前後を占めていますが、やや減少傾向にあります。

一方、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、内部障がいは、やや増加傾向にあります。

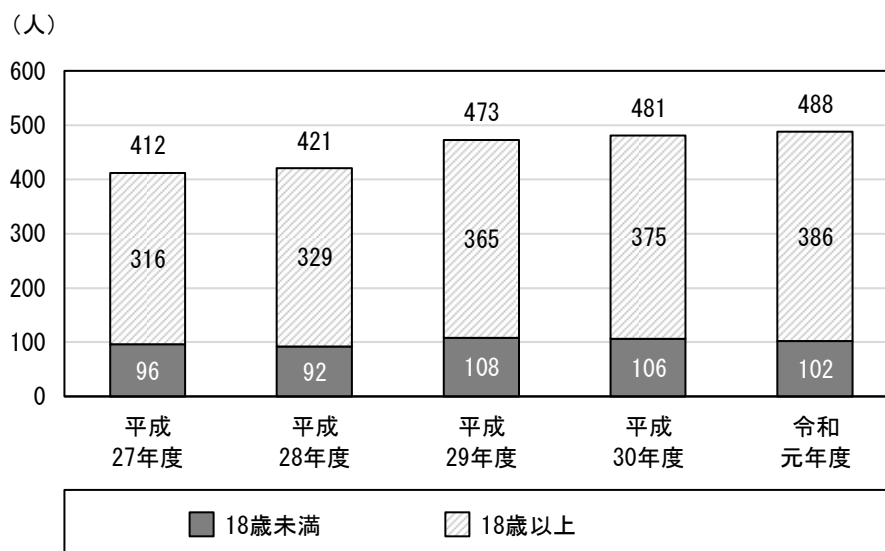


(各年度3月31日現在)

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を年代別でみると、18歳以上の増加が目立ちます。令和元年度の18歳以上の数は、平成27年度と比較して70人(22.2%)増の386人となっています。

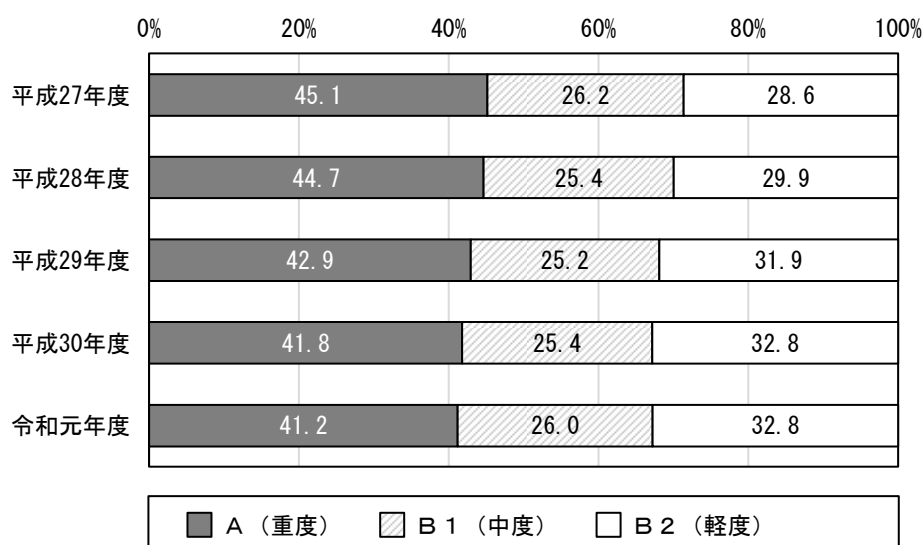
18歳未満の数は、やや増加傾向にありますが、おおむね100人前後となっています。



(各年度3月31日現在)

療育手帳所持者数の推移を等級別でみると、各年度ともA(重度)が4割台となっていますが、その割合は年々、少なくなっています。

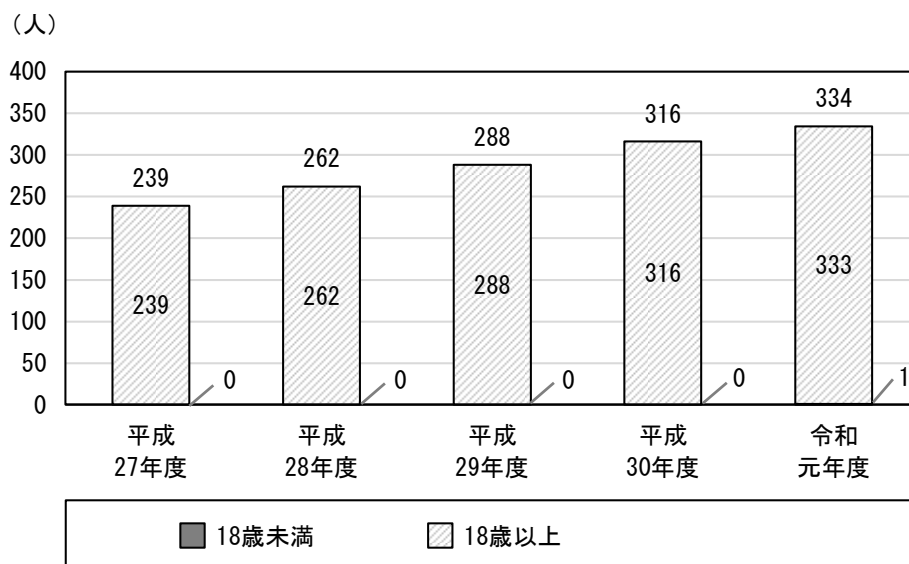
一方、B1(中度)とB2(軽度)はともに、年々、増加傾向となっています。



(各年度3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

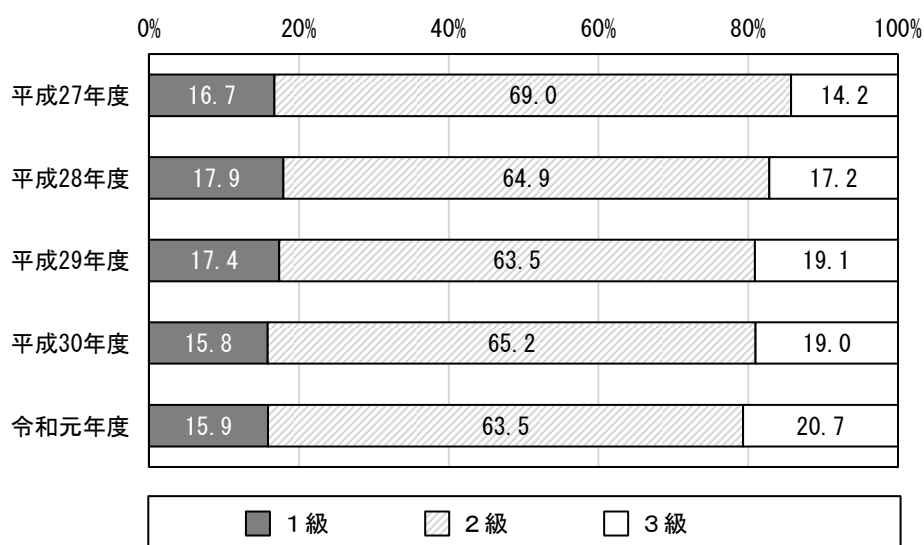
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年代別でみると、ほぼ 18 歳以上で占められています。令和元年度の 18 歳以上の数は、平成 27 年度と比較して 94 人（39.3%）増の 333 人となっています。



(各年度 3 月 31 日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別でみると、各年度とも 2 級が 6 割以上を占めて最も多くなっていますが、その割合はおおむね減少傾向となっています。

1 級も同様におおむね減少傾向にある一方、3 級はおおむね増加傾向で、令和元年度は 2 割を上回っています。

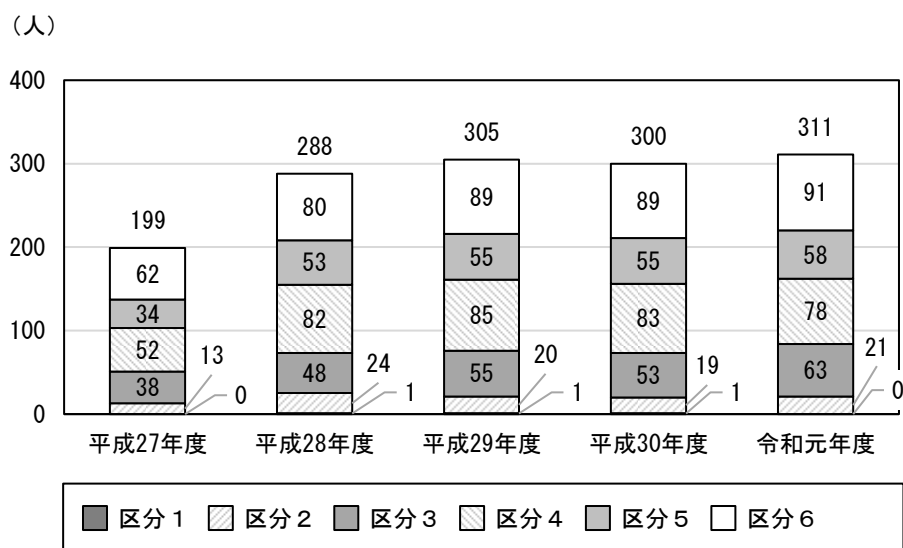


(各年度 3 月 31 日現在)

(5) 障害支援区分認定者数の推移

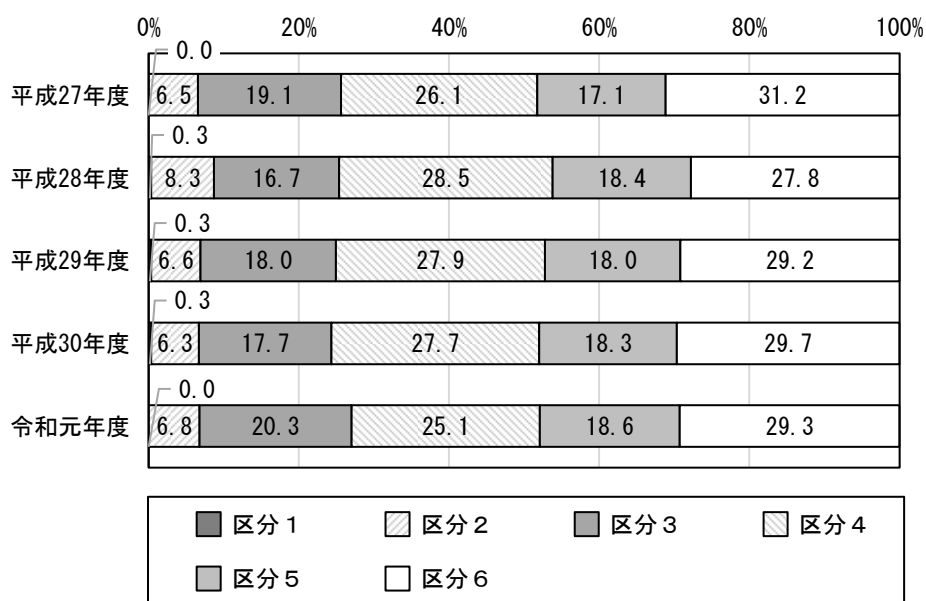
障害支援区分の認定を受けている人の数は、増減はあるものの、おおむね増加傾向となっており、平成29年度以降は300人を上回っています。

区分3と区分5、区分6はおおむね増加傾向にある一方、区分2、区分4はおおむね減少傾向となっています。



(各年度3月31日現在)

障害支援区分の認定を受けている人の推移を区分別にみると、区分4と区分6の割合が比較的、多くなっています。区分の構成比に大きな変化はみられません。



(各年度3月31日現在)

(6) 自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数の推移をみると、精神通院医療が増加傾向となっており、令和元年度の精神通院医療受給者は、平成25年度と比較して153人(35.5%)増の584人となっています。

(人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
更生医療	11	12	15	18	18	18	17
育成医療	4	4	5	3	2	1	3
精神通院医療	431	478	493	522	538	570	584

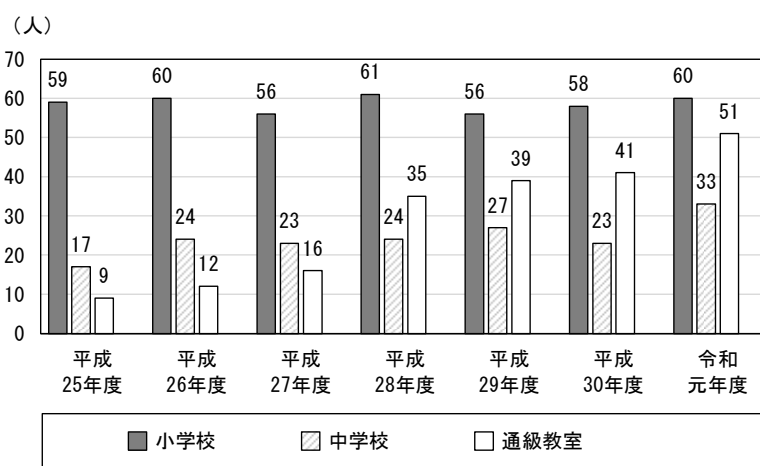
(各年度3月31日現在)

2. 学校教育の状況

(1) 特別支援学級の在籍者数

特別支援学級在籍者数の推移をみると、通級教室で特に増加が目立ちます。

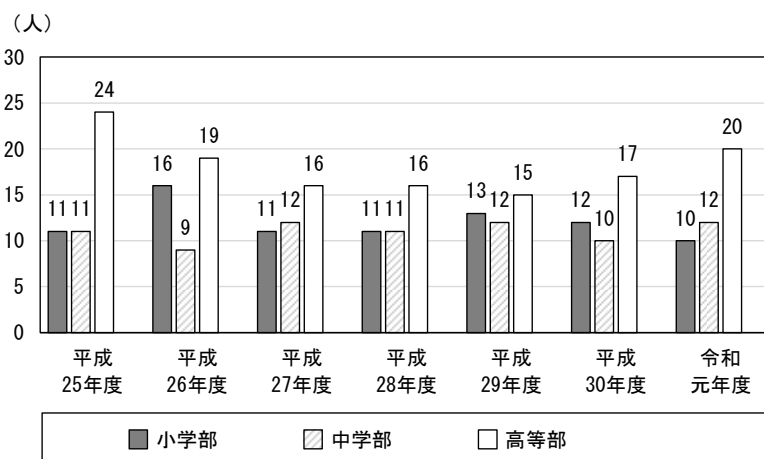
令和元年度の通級教室の在籍者数は、平成 25 年度と比較して約 5.7 倍の 51 人となっています。中学校における特別支援学級在籍者数も増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和元年度は平成 25 年度と比較して約倍増の 33 人となっています。



(各年度 3 月 31 日現在)

(2) 特別支援学校の在籍者数

特別支援学校在籍者数の推移をみると、高等部で減少傾向にありましたが、平成 30 年度以降は増加に転じています。令和元年度は平成 25 年度と比較して 4 人（16.7%）減の 20 人となっています。小学部と中学部においては、増減を繰り返しながら、おおむね同水準で推移しています。



(各年度 3 月 31 日現在)

3. 第6期障害福祉計画に係る数値目標の進捗状況

(1) 成果目標に係る数値の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
福祉施設の入所者数	人	58	69	58	71	58	70
地域生活支援拠点等の確保数	か所	0	0	0	0	1	0
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数	回	-	-	-	-	-	-
一般就労への移行者数	人	3	6	3	6	3	6
就労定着支援事業利用者数	人	-	0	-	1	-	2
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	か所	-	0	-	0	-	0
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	か所	-	1	-	1	-	1

(2) 障害福祉サービス等の進捗状況

①訪問系サービス

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
居宅介護	時間/月	766	731	775	755	780	944
	人/月	46	45	47	47	48	52
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	20	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
同行援護	時間/月	55	37	55	48	55	33
	人/月	7	5	7	7	7	7
行動援護	時間/月	60	52	60	47	60	30
	人/月	4	2	4	2	4	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
生活介護	人日/月	2,900	2,911	2,920	2,944	2,940	2,979
	人/月	148	148	150	152	153	152
自立訓練（機能訓練）	人日/月	10	58	10	118	10	77
	人/月	1	3	1	7	1	4
自立訓練（生活訓練）	人日/月	20	25	50	26	100	105
	人/月	2	1	5	2	10	6
就労移行支援	人日/月	120	112	120	92	135	62
	人/月	8	7	8	6	9	5
就労継続支援 A 型	人日/月	860	771	870	685	880	659
	人/月	45	38	46	35	47	32
就労継続支援 B 型	人日/月	1,780	1,746	1,810	1,803	1,850	1,962
	人/月	97	103	98	109	100	119
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	1	2
療養介護	人/月	10	11	10	12	10	10
短期入所	人日/月	298	235	306	271	310	310
	人/月	40	36	41	40	42	60

③居住系サービス

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	人/月	22	23	24	26	26	27
施設入所支援	人/月	59	63	59	72	58	70

④相談支援

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
計画相談支援	人/月	71	72	73	87	76	98
地域移行支援	人/月	2	0	4	0	6	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(3) 地域生活支援事業の進捗状況

①理解促進研修・啓発事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
成年後見制度利用支援 事業	人	1	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見 支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

⑤意思疎通支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	180	141	180	96	180	120
手話通訳者設置事業	人	1	0	1	1	1	1

⑥日常生活用具給付等事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	3	1	3	2
自立生活支援用具	件/年	7	5	7	2	7	2
在宅療養等支援用具	件/年	6	12	6	12	6	12
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	13	7	11	7	13
排泄管理支援用具	件/年	830	1,031	830	1,064	830	1,100
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	5	1	2

⑦手話奉仕員養成研修事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
手話奉仕員養成研修事業	人/年	12	21	12	17	12	17

⑧移動支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
移動支援事業	人/年	37	26	39	32	40	42
	時間/年	3,210	3,088	3,230	3,737	3,240	3,400

⑨地域活動支援センター

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
地域活動支援センター	人／年	33	41	35	44	36	37
	か所	2	2	2	2	2	3

(4) 任意事業の進捗状況

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	人／月	1	1	2	2	2	2
日中一時支援事業	人／月	52	30	54	53	55	55
レクリエーション活動 等支援事業	人／年	170	155	165	140	160	120
点字・声の広報等発行事業	部数	15	468	15	384	15	400
その他社会参加支援事業	事業数	7	8	7	6	7	5

4. 第2期障害児福祉計画に係る数値目標の進捗状況

(1) 成果目標に係る数値の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
児童発達支援センターの設置数	か所	0	1	0	1	1	1
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有無	有	有	有	有	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	0	0	0	0	1	0
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	3	0	3	0	3	0
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	有無	-	-	-	-	-	-
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	有無	-	0	-	1	-	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	0	0	1	0	1	1

(2) 障害児通所支援等に係る数値の進捗状況

①障害児通所支援等

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
児童発達支援	人日/月	50	39	57	42	70	62
	人/月	11	12	12	11	15	12
医療型児童発達支援	人日/月	54	34	62	28	62	26
	人/月	10	7	12	7	12	5
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	2	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
放課後等デイサービス	人日/月	430	501	500	577	580	570
	人/月	48	52	53	64	57	57
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1	0	1	0
	人/月	0	0	1	0	1	0

②障害児相談支援

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
障害児相談支援	人/月	15	15	17	17	20	16

③教育と福祉の協議の場の設置

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
教育と福祉の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有

④障がい児の相談窓口の設置

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み
障がい児の相談窓口の設置	有無	有	有	有	有	有	有

5. アンケート調査の結果

※SAは単数回答（選択肢から1つを選ぶ設問）、MAは複数回答（選択肢から2つ以上を選ぶ設問）を指す。
身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記。

（1）障害者手帳所持者への調査

①障がいがあるために差別や偏見を受けたりしたと感ずることがあるか。（MA）

全体では「特に感ずることはない」が54.2%と最も高く、次いで「地域の行事や集まり」が14.3%、「職場や学校での人との付き合い」「お店などでの対応」がそれぞれ9.4%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「特に感ずることはない」が高くなっていますが、[身体]では「特に感ずることはない」が他と比べて高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
特に感ずることはない	54.2	61.9	41.2	42.9
仕事の内容や給料の額	8.6	7.2	9.7	13.5
職場や学校での人との付き合い	9.4	3.9	17.1	14.7
親せき関係の集まりの場	7.6	5.4	8.8	15.9
スポーツ、趣味の活動の場	5.2	5.4	6.5	5.3
選挙のときの投票所等の対応	2.2	2.2	3.7	0.6
地域の行事や集まり	14.3	12.2	19.9	17.6
お店などでの対応	9.4	8.7	12.5	7.6
公共交通機関などでの対応	4.2	3.7	6.9	3.5
交通機関を利用したとき	6.8	6.8	10.2	4.7
その他	5.7	4.8	7.4	5.3
不明・無回答	12.8	12.6	14.8	15.9

②どのような社会参加をしているか。今後どのような社会参加をしたいか。(MA)

【最近1か月間に参加した社会参加】

全体では「買い物(日常の買い物を含む)」が40.3%と最も高く、次いで「旅行」が10.0%、「趣味等の文化・芸術活動」が9.6%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「買い物(日常の買い物を含む)」が高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
スポーツ	6.5	7.2	5.6	3.5
趣味等の文化・芸術活動	9.6	8.9	5.6	12.4
旅行	10.0	9.4	9.3	8.2
買い物(日常の買い物を含む)	40.3	35.9	41.2	37.6
ボランティア活動	2.7	2.8	2.3	2.9
障がい者団体の活動	5.6	4.6	9.3	4.1
講座や講演会等への参加	2.0	2.6	0.5	1.2
インターネット等での社会交流	5.0	4.4	3.7	5.3
その他	3.9	2.6	3.2	5.9
不明・無回答	52.0	56.9	50.5	55.9

【今後参加したい社会参加】

全体では「旅行」が20.2%と最も高く、次いで「買い物(日常の買い物を含む)」が17.9%、「趣味等の文化・芸術活動」が12.0%となっています。

所持手帳でみると、[身体]では「旅行」、[療育][精神]では「買い物(日常の買い物を含む)」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
スポーツ	10.8	8.3	13.9	11.8
趣味等の文化・芸術活動	12.0	10.0	12.5	14.7
旅行	20.2	18.1	21.8	20.0
買い物(日常の買い物を含む)	17.9	14.4	22.2	22.9
ボランティア活動	6.1	5.2	7.9	5.9
障がい者団体の活動	7.8	6.8	10.2	8.2
講座や講演会等への参加	6.6	7.0	5.1	8.2
インターネット等での社会交流	6.9	4.4	7.9	10.6
その他	3.1	2.6	3.2	3.5
不明・無回答	62.6	67.1	59.3	60.0

③障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、特にどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思うか。(MA)

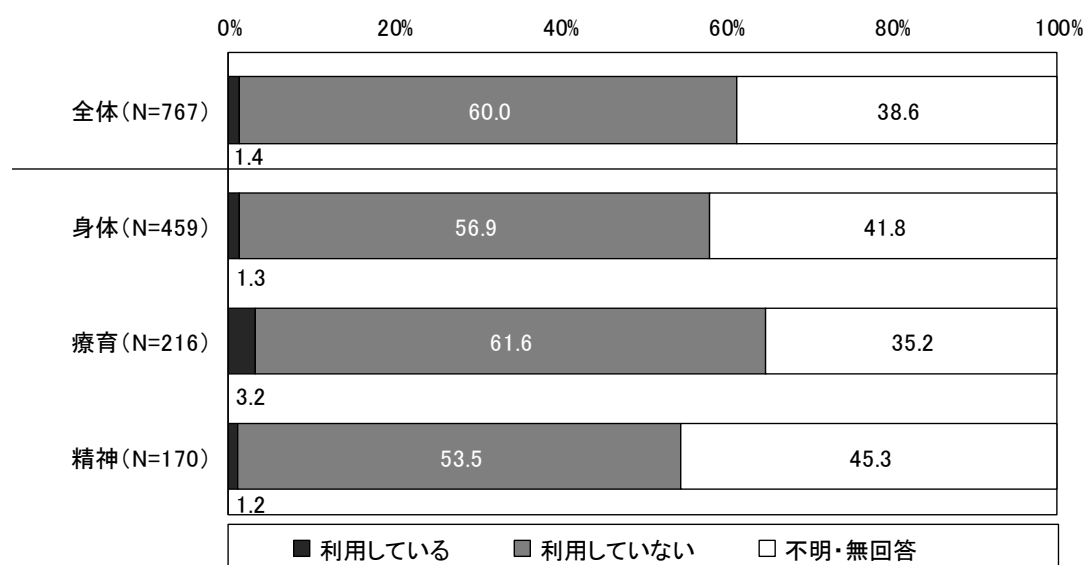
全体では「収入」が30.9%と最も高く、次いで「公共交通機関の充実」が28.8%、「仕事」が28.2%となっています。

所持手帳でみると、[身体]では「公共交通機関の充実」、[療育]では「仕事」「日常生活支援」、[精神]では「収入」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
仕事	28.2	19.6	35.6	34.7
教育・学習	6.5	3.5	13.0	3.5
収入	30.9	25.9	28.7	44.1
保健・医療体制の充実	26.9	28.5	23.1	20.6
総合的な相談体制の充実	14.3	11.8	18.5	20.0
権利擁護・虐待防止	4.0	2.2	5.6	4.7
道路や建築物などのバリアフリー化	12.9	17.6	5.1	4.7
視覚・聴覚障がいのある人に対するコミュニケーション支援の充実	8.5	10.2	5.1	4.7
日常生活支援	26.5	22.9	35.6	27.6
社会参加・外出支援	12.6	10.7	18.1	12.4
各種制度の自己負担額の更なる軽減	26.5	27.9	22.2	28.8
公共交通機関の充実	28.8	32.0	20.4	22.4
その他	1.8	1.3	1.9	1.8
不明・無回答	11.2	13.1	12.0	13.5

④成年後見制度を利用しているか。(SA)

全体では「利用している」が1.4%、「利用していない」が60.0%となっています。所持手帳でみると、すべての場合において「利用していない」が高くなっています。



⑤現在の生活で困っていることや不安に思っていることがあるか。(MA)

全体では「自分の健康や体力に自信がない」が35.5%と最も高く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設やグループホーム等があるかどうか不安」が24.3%、「家族など介助者の健康状態が不安」が23.7%となっています。

所持手帳でみると、[身体]では「自分の健康や体力に自信がない」、[療育]では「将来的に生活する住まい、または施設やグループホーム等があるかどうか不安」、[精神]では「自分の健康や体力に自信がない」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
一緒に暮らす人がいない	5.7	5.9	5.6	8.8
身の回りの支援をしてくれる人がいない	4.6	5.0	2.3	8.8
生活に必要なお金が足りない	22.3	19.6	18.1	41.2
働くところがない	9.0	7.0	6.9	17.6
自分の健康や体力に自信がない	35.5	40.1	17.6	46.5
趣味や生きがいが見つけれない	13.2	10.0	12.0	22.4
一緒に暮らしている家族との関係	9.5	7.0	7.4	21.8
家族など介助者の健康状態が不安	23.7	22.2	22.7	34.7
障がいに対する周囲の理解が低い	17.1	12.4	23.1	27.1
気軽に行ける病院がない	10.2	9.2	15.7	8.8
障がいがある人同士の交流の場が少ない	10.2	8.9	10.2	13.5
将来的に生活する住まい、または施設やグループホーム等があるかどうか不安	24.3	18.3	33.3	27.1
生活をする上で必要な情報が得られない	7.7	7.8	8.3	8.8
その他	4.8	3.7	6.0	4.7
特に困っていることはない	19.4	21.8	21.3	7.1
不明・無回答	9.6	9.4	8.3	11.2

⑥相手とコミュニケーションをとるときや必要な情報を入手する際、特に困難を感じるのはどのようなときか。(MA)

全体では「初めて行くところに出かけるとき」が33.6%と最も高く、次いで「病院にかかったとき」が21.3%、「買い物をするとき」が14.2%となっています。

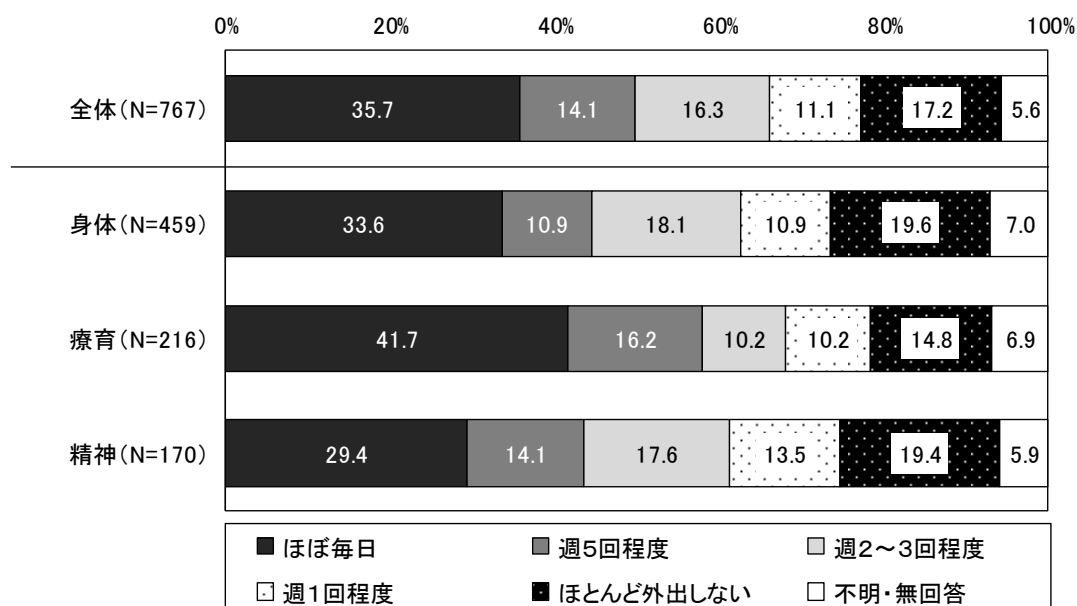
所持手帳でみると、すべての場合において「初めて行くところに出かけるとき」が高くなっていますが、[精神]では「仕事をするとき」が他と比べて高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
飲食店を利用するとき	11.9	11.3	13.9	9.4
銀行を利用するとき	9.3	7.8	12.5	5.9
旅行をするとき	11.3	11.8	13.0	9.4
スポーツやレクリエーションに参加するとき	8.1	6.3	11.1	7.6
仕事をするとき	11.5	5.2	17.1	23.5
初めて行くところに出かけるとき	33.6	29.4	40.3	35.9
病院にかかったとき	21.3	20.5	25.9	18.2
買い物をするとき	14.2	12.4	19.4	15.9
家を探すとき	5.6	3.7	8.3	9.4
その他	4.8	5.4	6.0	2.9
不明・無回答	37.9	42.0	30.6	34.7

⑦ 1週間にどの程度外出するか。(SA)

全体では「ほぼ毎日」が35.7%と最も高く、次いで「ほとんど外出しない」が17.2%、「週2～3回程度」が16.3%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「ほぼ毎日」が高くなっていますが、[療育]では「ほぼ毎日」が他と比べて高くなっています。



⑧ 外出したときに、困ることは何か。(MA)

全体では「特になし」が28.3%と最も高く、次いで「利用できる交通機関が少ない」が24.8%、「駅や道に階段や段差が多い」が18.9%となっています。

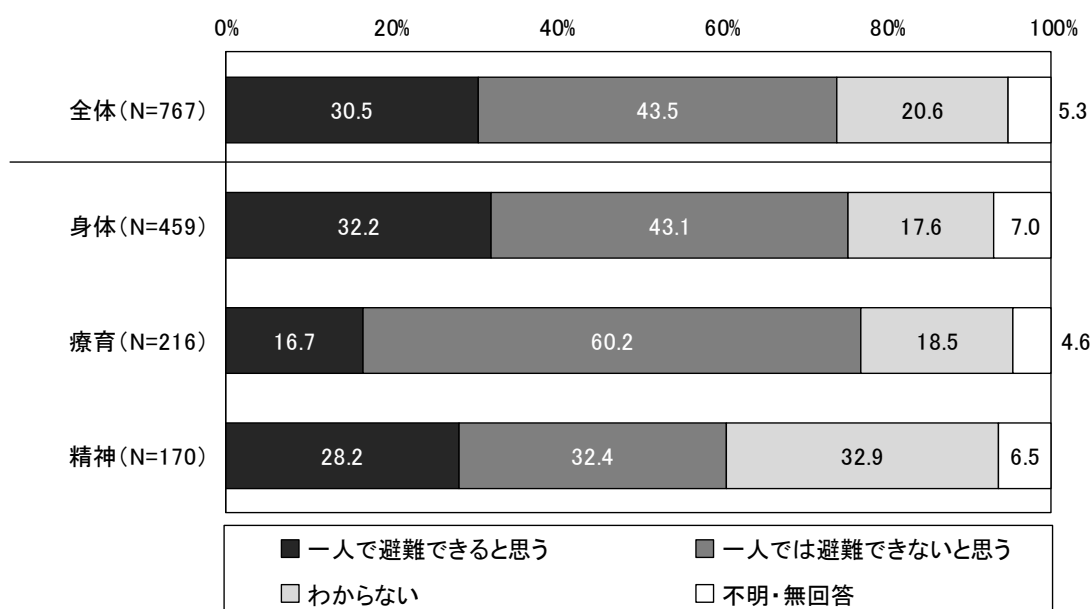
所持手帳でみると、[身体]では「特になし」、[療育]では「車など危険を感じる」、[精神]では「利用できる交通機関が少ない」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
駅や道に階段や段差が多い	18.9	26.8	6.9	10.6
音の出る信号機が少ない	2.1	2.4	0.9	2.9
点字ブロックや点字の掲示物の設置が少ない	1.4	2.0	0.5	2.4
文字情報が少ない	2.2	3.1	0.9	0.6
絵文字・絵単語(ピクトグラム)が少ない	1.4	0.7	2.8	1.2
利用できる交通機関が少ない	24.8	25.1	25.0	24.1
車など危険を感じる	18.8	14.2	29.6	17.6
歩道に自転車、バイク、自動販売機が多い	4.3	4.8	2.3	6.5
利用する建物の設備に不備がある	6.6	9.4	3.2	4.1
介助する人がいない	5.3	6.3	4.6	3.5
人の目が気になる	15.6	10.7	22.2	23.5
その他	4.6	4.6	2.8	5.3
特になし	28.3	29.2	26.9	23.5
不明・無回答	14.2	16.6	12.0	19.4

⑨災害などの緊急事態が発生した場合、一人で避難できると思うか。(S A)

全体では「一人では避難できないと思う」が43.5%と最も高く、次いで「一人で避難できると思う」が30.5%、「わからない」が20.6%となっています。

所持手帳でみると、[身体][療育]では「一人では避難できないと思う」、[精神]では「わからない」がそれぞれ高くなっています。



⑩働く上で、どのような条件が必要だと思うか。(M A)

全体では「障がいに関係した仕事であること」が40.3%と最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」が32.3%、「障がいに関係した勤務条件であること」が25.2%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「障がいに関係した仕事であること」が高くなっていますが、[療育]では「障がいに対する周囲の理解があること」が他と比べて高くなっています。

	全体 (N=660)	身体 (N=440)	療育 (N=162)	精神 (N=164)
障がいに関係した仕事であること	40.3	35.7	48.1	46.3
障がいに関係した勤務条件であること	25.2	22.7	21.6	31.7
賃金が妥当であること	16.7	14.1	16.7	22.6
障がいのある人に配慮した設備が整っていること	20.2	20.7	18.5	19.5
通勤手段があること	16.2	14.1	24.1	14.0
自宅で仕事ができること	7.6	6.8	5.6	11.0
障がいに対する周囲の理解があること	32.3	27.7	41.4	33.5
通院などの保障があること	11.5	12.3	7.4	12.8
就労のための職業訓練が充実していること	4.7	3.2	8.0	7.9
わからない	7.1	8.0	8.6	6.7
その他	1.7	2.0	0.6	1.8
特になし	10.5	13.9	3.1	2.4
不明・無回答	15.2	17.7	13.6	15.9

18 歳以上の人への質問

⑪ 日中の生活をどのように過ごしているか。(MA)

全体では「特に何もしていない」が 23.0%と最も高く、次いで「会社などで仕事をしている」が 20.5%、「家にいて家事をしている」が 16.7%となっています。

所持手帳でみると、[身体] では「会社などで仕事をしている」、[療育] では「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」、[精神] では「特に何もしていない」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=660)	身体 (N=440)	療育 (N=162)	精神 (N=164)
仲間と一緒に施設などで仕事をしている	11.2	5.0	25.3	15.9
同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通っている	2.7	3.0	4.3	5.5
家にいて家事をしている	16.7	18.2	5.6	18.9
特に何もしていない	23.0	23.2	11.7	27.4
自宅で仕事をしている	3.6	4.8	1.9	2.4
会社などで仕事をしている	20.5	23.4	16.7	9.8
学校に通っている	0.3	0.2	0.6	-
病院に通っている	11.1	12.0	5.6	15.9
障がいサービスの事業所に通っている	9.4	4.5	22.8	8.5
介護サービスの事業所に通っている	3.3	4.8	1.9	0.6
その他	5.2	5.2	4.9	5.5
不明・無回答	13.9	16.6	13.6	18.3

18 歳以上の人への質問

⑫ 今後、日中の生活をどのように過ごしていきたいか。(MA)

全体では「常勤で仕事をしたい(自営業を含む)」が 24.2%と最も高く、次いで「同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通って仲間を増やしたい」が 19.1%、「家にいて家事をしたい」が 18.8%となっています。

所持手帳でみると、[身体] では「常勤で仕事をしたい(自営業を含む)」、[療育] では「仲間と一緒に施設などで仕事をしたい」、[精神] では「家にいて家事をしたい」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=660)	身体 (N=440)	療育 (N=162)	精神 (N=164)
常勤で仕事をしたい(自営業を含む)	24.2	25.0	22.8	20.1
パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしたい	16.2	15.2	11.7	22.6
仲間と一緒に施設などで仕事をしたい	13.8	7.7	28.4	17.7
仕事に就くための技術を身につけたい	8.5	5.7	12.3	14.0
学校に通って知識を身につけたい	2.6	1.8	1.9	6.1
家にいて家事をしたい	18.8	19.1	8.0	24.4
同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通って仲間を増やしたい	19.1	16.6	25.9	22.6
その他	5.5	6.6	4.3	2.4
不明・無回答	25.8	30.0	19.8	25.6

⑬医療を受ける上で困っていることはあるか。(MA)

全体では「特にない」が32.6%と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」が20.2%、「通院（病院までの移動）が困難」が19.9%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「特にない」が高くなっていますが、[精神]では「医療費の負担が大きい」が他と比べて高くなっています。

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
医療費の負担が大きい	20.2	19.8	15.3	27.6
通院費用(交通費)の負担が大きい	13.4	13.3	10.6	17.6
通院(病院までの移動)が困難	19.9	19.0	21.3	20.0
入院時の付き添いがいない	7.7	7.8	10.6	4.7
専門的な治療をする病院が近くにない	9.5	9.8	10.6	9.4
往診を頼める医師がいない	2.5	2.4	3.2	4.1
障がいが理由で治療を受けにくい	2.6	1.7	6.0	1.8
意思の疎通ができない(手話等)	4.7	4.6	8.3	1.8
その他	2.7	1.5	4.2	3.5
特にない	32.6	33.8	31.5	30.0
不明・無回答	17.7	18.1	18.5	15.9

障がい児通所施設等（療育）に通所している（いた）人への質問

⑭障がい児通所施設等（療育）で困っている（いた）ことはあるか。(MA)

全体では「特にない」が43.2%と最も高く、次いで「指導員の充実」が30.7%、「送迎」が19.3%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「特にない」が高くなっていますが、[身体]では「指導員の充実」が他と比べて低くなっています。

	全体 (N=88)	身体 (N=28)	療育 (N=65)	精神 (N=16)
送迎	19.3	21.4	16.9	25.0
本人に合った支援	18.2	10.7	23.1	18.8
指導員の充実	30.7	21.4	32.3	31.3
進路相談	9.1	14.3	7.7	6.3
医療ケア	5.7	10.7	6.2	6.3
関係機関との連携が不十分	6.8	3.6	7.7	6.3
その他	8.0	3.6	10.8	-
特にない	43.2	46.4	44.6	43.8

学校に通学している（いた）人への質問

⑮学校教育（特別支援学級等）で困っている（いた）ことはあるか。（MA）

全体では「特にない」が40.0%と最も高く、次いで「友人との関係づくり」が22.2%、「本人に合った支援」が18.9%となっています。

所持手帳でみると、すべての場合において「特にない」が高くなっていますが、[療育]では「本人に合った支援」「特別支援教育担当指導員等の充実」が他と比べて高くなっています。

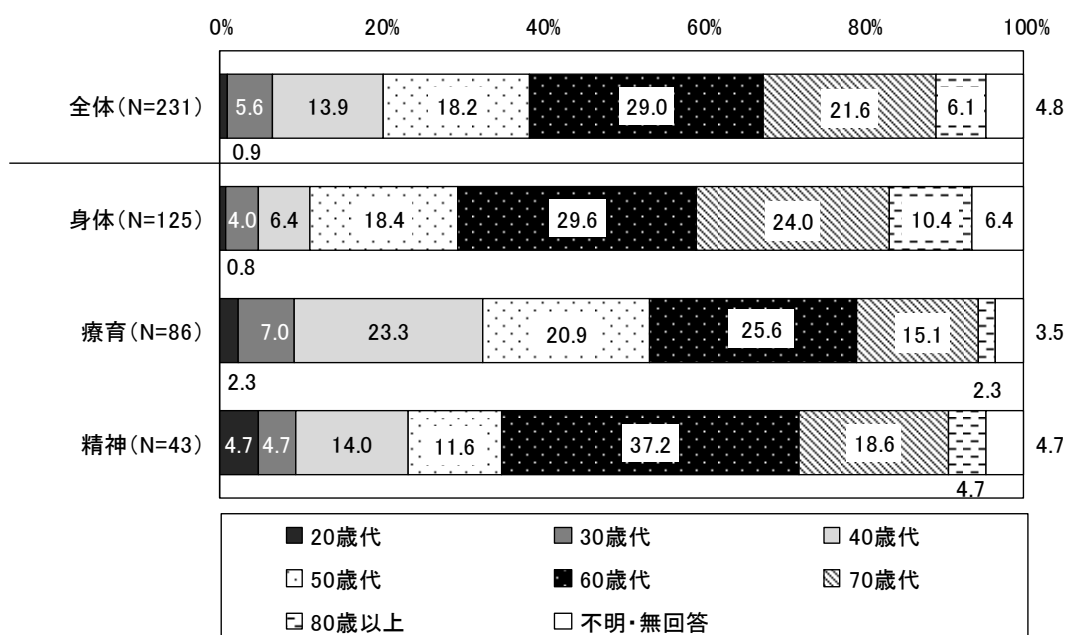
	全体 (N=90)	身体 (N=30)	療育 (N=63)	精神 (N=15)
送迎	14.4	13.3	12.7	13.3
友人との関係づくり	22.2	16.7	20.6	20.0
本人に合った支援	18.9	13.3	19.0	-
特別支援教育担当指導員等の充実	16.7	10.0	19.0	6.7
通常学級への受入れ	5.6	3.3	6.3	6.7
進路相談	12.2	13.3	14.3	13.3
医療ケア(専門医の不足等)	5.6	6.7	6.3	-
関係機関との連携が不十分	11.1	6.7	12.7	-
介助員の不足	4.4	6.7	1.6	-
その他	4.4	3.3	6.3	-
特にない	40.0	46.7	39.7	46.7

介助者が「いる」と答えた人への質問

⑯介助者の年齢は何歳か。（令和2年1月1日現在）（数字で記入）

全体では「60歳代」が29.0%と最も高く、次いで「70歳代」が21.6%、「50歳代」が18.2%となっています。

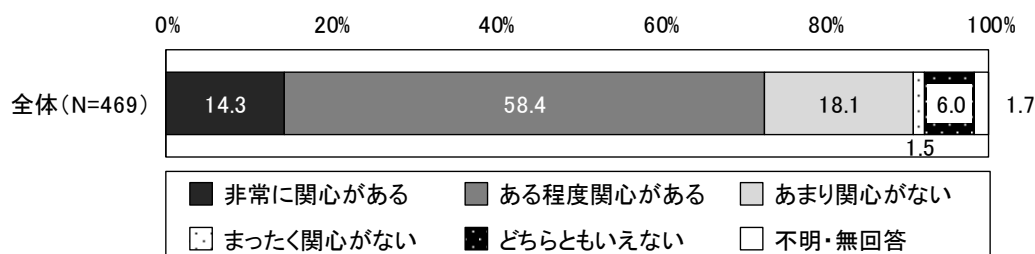
所持手帳でみると、すべての場合において「60歳代」が高くなっていますが、[療育]では「40歳代」が他と比べて高くなっています。



(2) 18歳以上の市民への調査

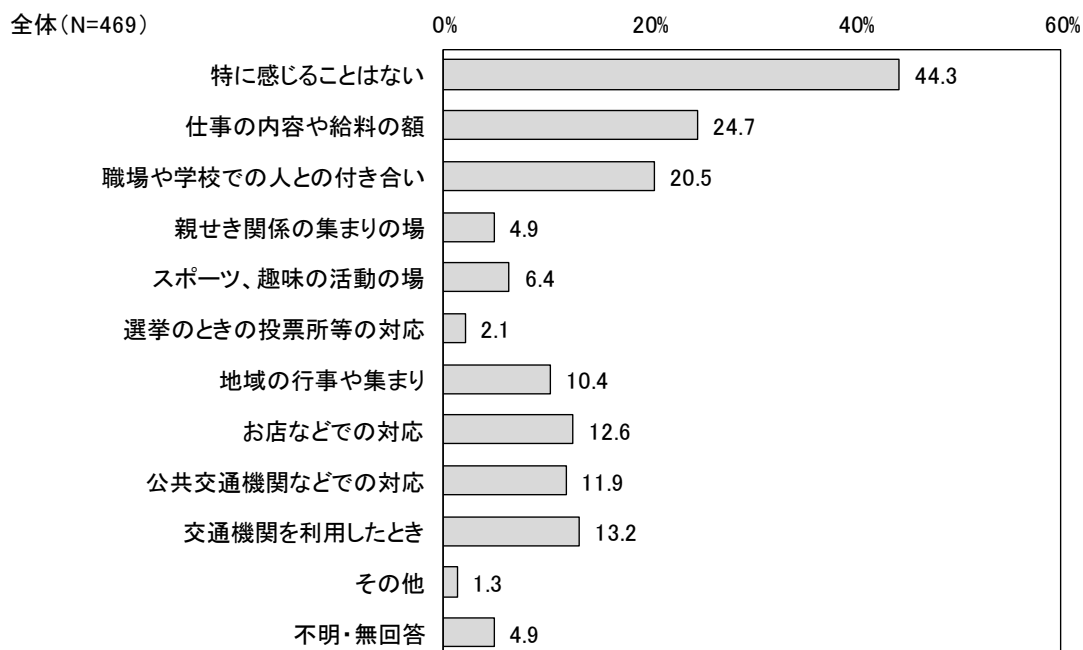
①障がいのある人の福祉について関心があるか。(SA)

全体では「ある程度関心がある」が58.4%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が18.1%、「非常に関心がある」が14.3%となっています。



②日常生活において、障がいのある人が差別や偏見を受けたりしていると感じることがあるか。(MA)

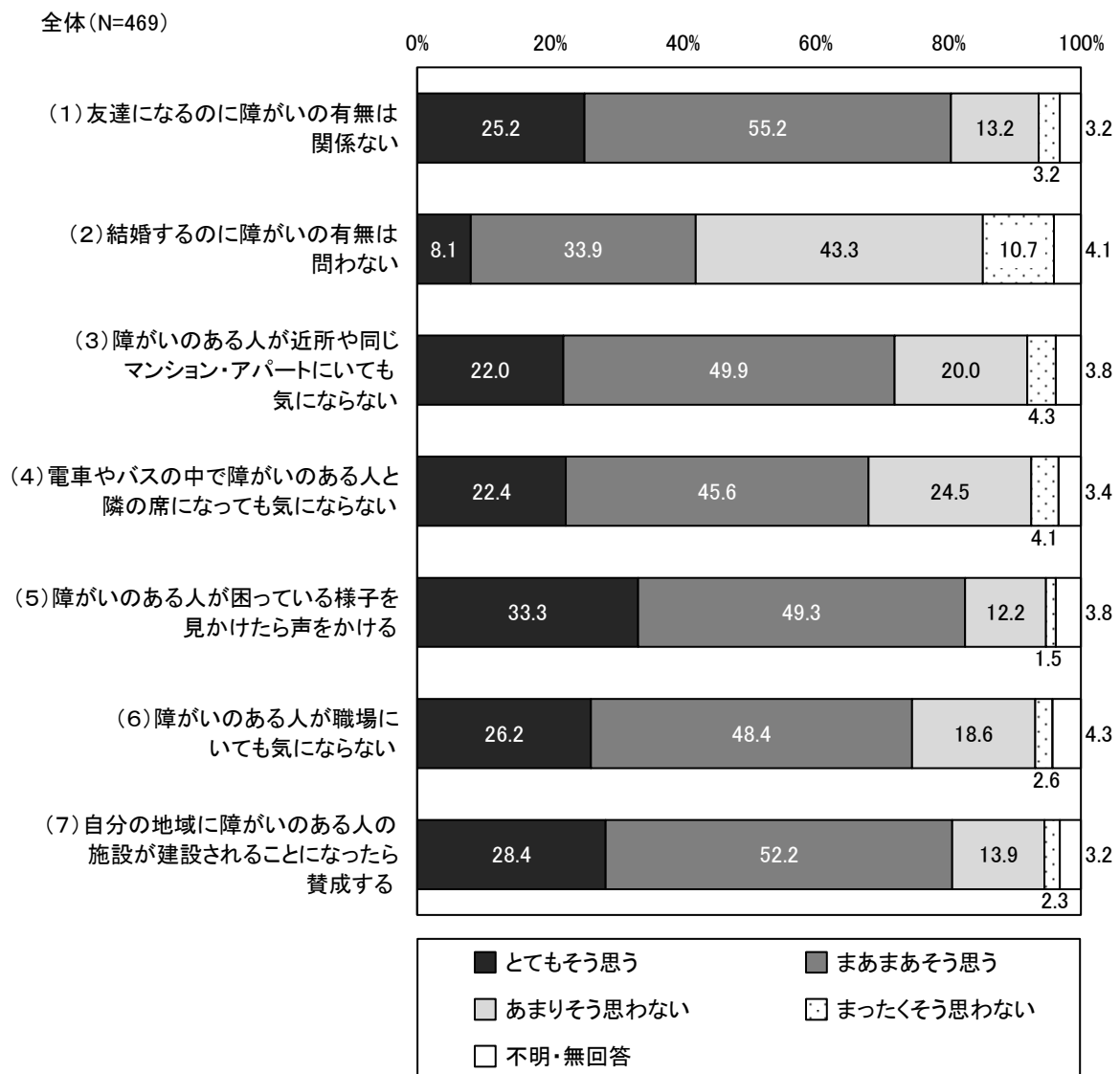
全体では「特に感じることはない」が44.3%と最も高く、次いで「仕事の内容や給料の額」が24.7%、「職場や学校での人との付き合い」が20.5%となっています。



③障がいのある人の生活についての考え。(S A)

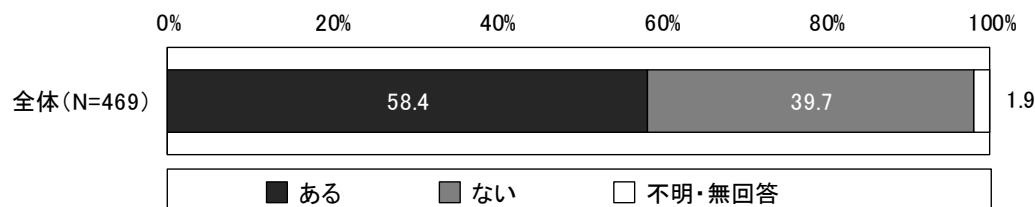
全体では「とてもそう思う」「まあまあそう思う」の合計では「障がいのある人が困っている様子を見かけたら声をかける」が82.6%と最も高く、次いで「自分の地域に障がいのある人の施設が建設されることになったら賛成する」が80.6%、「友達になるのに障がいの有無は関係ない」が80.4%となっています。

一方、「とてもそう思う」「まあまあそう思う」の合計が最も低かったのは、「結婚するのに障がいの有無は問わない」の42.0%で、次いで「電車やバスの中で障がいのある人と隣の席になっても気にならない」が68.0%、「障がいのある人が近所や同じマンション・アパートにいても気にならない」が71.9%となっています。



④障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをしたことがあるか。
(S A)

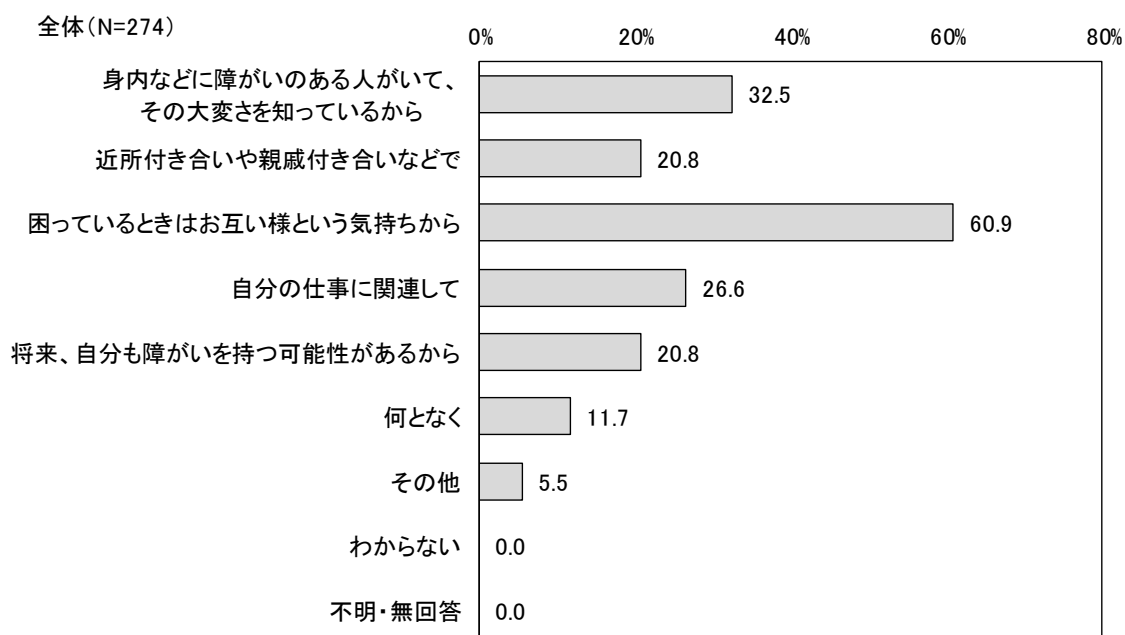
「ある」が58.4%、「ない」が39.7%となっています。



④で「ある」と回答した人への質問

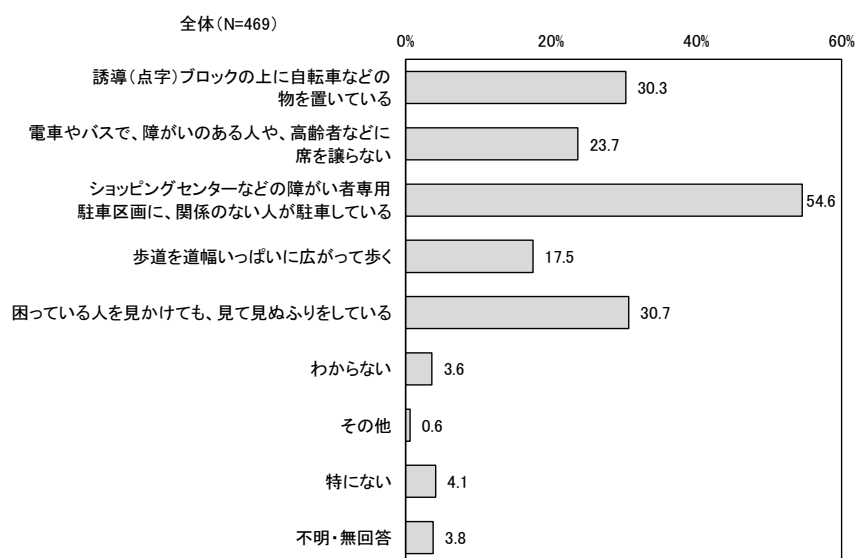
⑤それはどのような気持ちからか。(M A)

全体では「困っているときはお互い様という気持ちから」が60.9%と最も高く、次いで「身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから」が32.5%、「自分の仕事に関連して」が26.6%となっています。



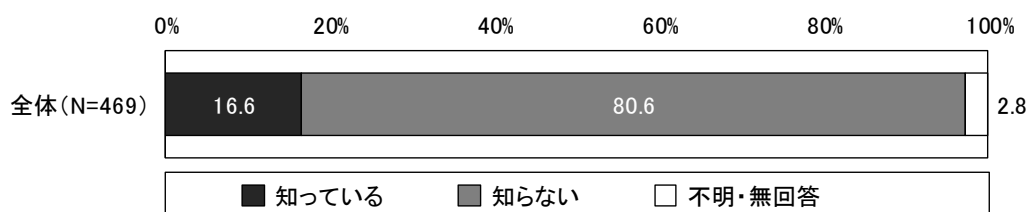
⑥まちで見かける人の行動で、特に問題があると思うことは何か。(MA)

全体では「ショッピングセンターなどの障がい者専用駐車区画に、関係のない人が駐車している」が54.6%と最も高く、次いで「困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている」が30.7%、「誘導(点字)ブロックの上に自転車などの物を置いている」が30.3%となっています。



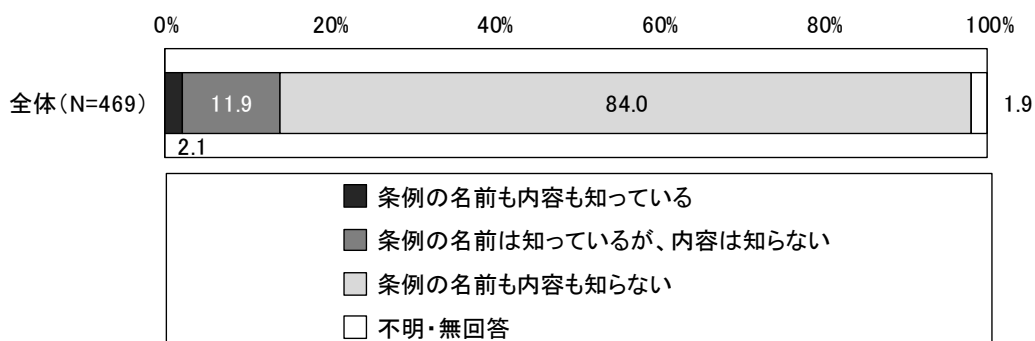
⑦平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことを知っているか。(SA)

「知っている」が16.6%、「知らない」が80.6%となっています。



⑧平成 28 年 10 月に加西市手話言語条例が施行されたことを知っているか。(SA)

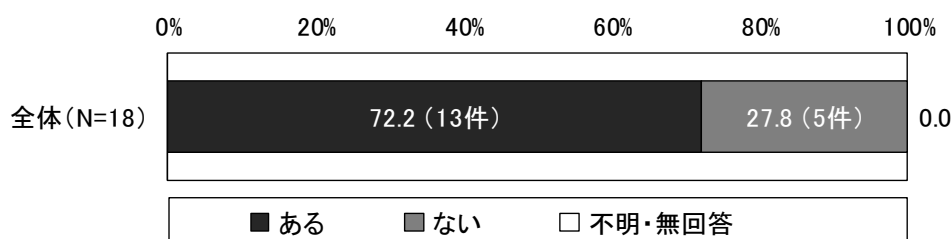
全体では「条例の名前も内容も知らない」が84.0%と最も高く、次いで「条例の名前は知っているが、内容は知らない」が11.9%、「条例の名前も内容も知っている」が2.1%となっています。



(3) 事業所への調査

①利用者からの依頼に対して、受け入れできなかったことがあるか。(SA)

「ある」が72.2% (13件)、「ない」が27.8% (5件)となっています。



①で「ある」と回答された事業所への質問

②受け入れできなかった理由は何か。(MA)

〔生活介護〕では「新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」が2件、〔短期入所〕では「希望される時間帯(または時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」「そのサービスを提供していなかった」がともに2件、〔放課後等デイサービス〕では「希望される時間帯(または時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が2件となっています。

単位: 件

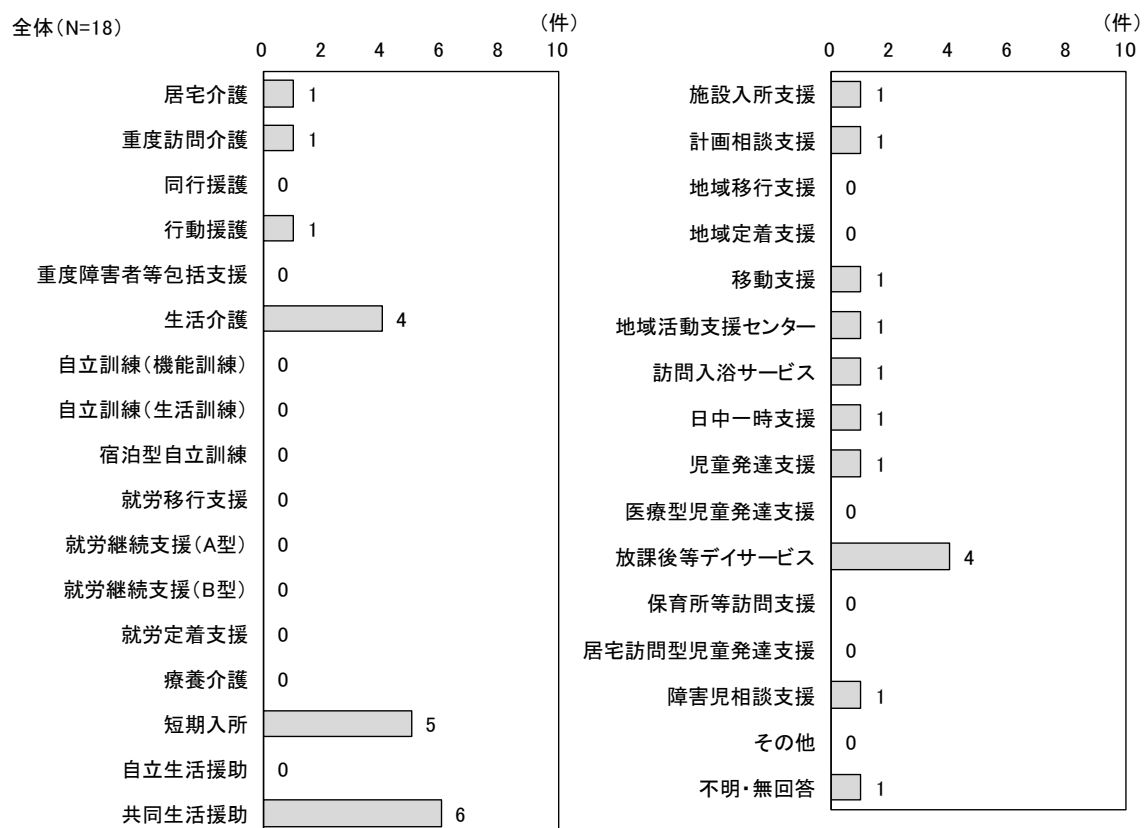
	希望される時間帯(または時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった(夜間、休祝日など)	事業所では対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度などによる)	新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)	そのサービスを提供していなかった	その他	不明・無回答
居宅介護	1	1	1	1	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0	1	0	0
生活介護	1	0	1	2	0	0	0
就労継続支援(B型)	1	0	0	0	0	0	0
短期入所	2	0	1	1	2	0	0
共同生活援助	0	0	0	0	1	1	0
施設入所支援	1	0	1	1	0	0	0
計画相談支援	0	0	0	1	0	0	0
移動支援	0	0	0	1	0	0	0
訪問入浴サービス	0	0	1	1	0	1	0
日中一時支援	1	0	1	0	0	0	0
児童発達支援	1	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	2	0	0	0	1	0	0

※回答件数の最も多い項目を黒背景・白文字で強調している。

③利用者から望む声が多いが、不足していると感じられる障害福祉サービスはあるか。また、それらのサービスについて、定員拡大や新規参入が進まない理由は何か。(MA)

【不足しているサービス】

「共同生活援助」が6件と最も多く、次いで「短期入所」が5件、「生活介護」「放課後等デイサービス」がともに4件となっています。



【定員拡大や新規参入が進まない理由】

〔生活介護〕〔共同生活援助〕〔放課後等デイサービス〕で「職員の確保が困難」が最も多くなっています。また、〔短期入所〕で「サービス提供場所（土地や建物）の確保が困難」が最も多くなっています。

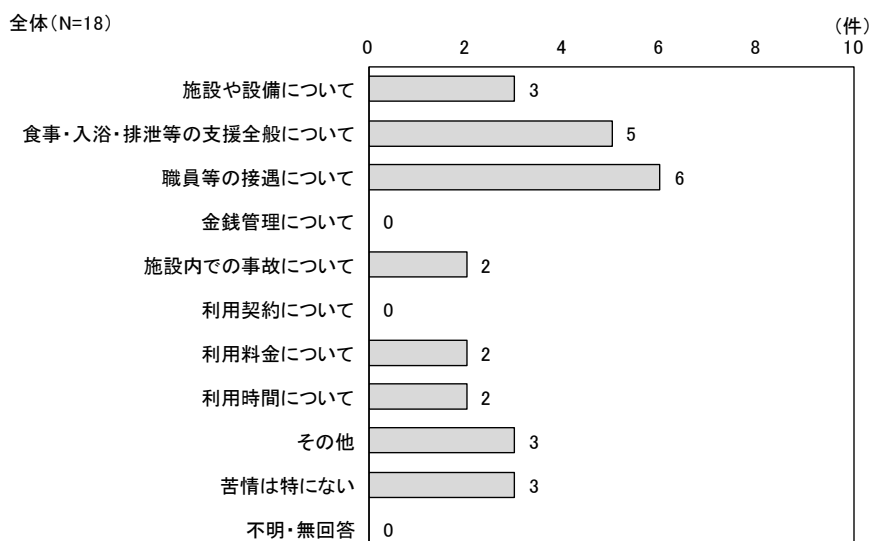
単位：件

	利用需要の見込みが立てづらい	利用者の継続的な確保が困難	サービス提供場所（土地や建物）の確保が困難	職員の確保が困難	報酬単価が低く採算性に不安がある	わからない	その他	不明・無回答
居宅介護	0	0	0	1	1	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	1	1	0	0	0
行動援護	0	0	0	1	1	0	0	0
生活介護	0	0	2	3	1	0	0	1
短期入所	0	0	5	4	2	0	0	0
共同生活援助	0	0	4	6	2	0	0	0
施設入所支援	0	0	1	0	0	0	1	0
計画相談支援	0	0	0	1	1	0	1	0
移動支援	0	0	0	1	1	0	0	0
地域活動支援センター	0	0	0	0	0	0	1	0
訪問入浴サービス	0	1	0	1	0	0	0	0
日中一時支援	1	0	0	1	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	1	1	1	0	0	0
放課後等デイサービス	0	0	1	3	0	0	1	0
障害児相談支援	0	0	0	1	1	0	1	0

※回答件数の最も多い項目を黒背景・白文字で強調している。

④これまでに、利用者からどのような苦情があったか。（MA）

全体では「職員等の接遇について」が6件と最も多く、次いで「食事・入浴・排泄等の支援全般について」が5件となっています。



6. 策定委員会名簿

《加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障害児福祉計画 策定委員会名簿》

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	所 属	役職等
福祉団体・事業所に関係する者	藤原 常雄	加西市身体障害者福祉協会	副会長
福祉団体・事業所に関係する者	野田 英紀	加西市手をつなぐ育成会	理事長
福祉団体・事業所に関係する者	大竹 義章	加西市精神障害者家族会はとの会	会計
福祉団体・事業所に関係する者	(会長) 蓬萊 和裕	加西市社会福祉法人連絡協議会	会長
福祉団体・事業所に関係する者	岡田 美佳	加西市社会福祉協議会	地域支援課 課長補佐
福祉団体・事業所に関係する者	大黒 之弘	加西市基幹相談支援センター	所長
保健医療に携わる者	(副会長) 岸 睦久	加西市医師会	医師
地域住民を代表する者	藤原 小夜子	加西市民生委員児童委員協議会	副会長
関係行政機関の職員	木元 倫代	加東健康福祉事務所	監査・ 福祉課長
関係行政機関の職員	達可 佳代	市立加西特別支援学校	主幹教諭
障害福祉に関心を有する者	衣笠 隆雄	公募市民	

7. 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和元年	11月28日(木)	第1回 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 開催
令和2年	1月10日(金) ～1月31日(金)	加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画及び第2期加西市障害児福祉計画に関するアンケート調査 実施
	1月14日(火) ～1月31日(金)	加西市 障がい者福祉に関する事業所アンケート調査 実施
	1月20日(月) ～2月7日(金)	加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画及び第2期加西市障害児福祉計画策定に係る団体調査 実施
	2月19日(水)	加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画及び第2期加西市障害児福祉計画策定に係る団体調査に基づく面談 実施
	8月6日(木)	第2回 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 開催
	11月12日(木)	第3回 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 開催
	12月21日(月)	パブリックコメントの実施 (令和3年1月14日(木)まで)
令和3年	2月17日(水)	第4回 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 開催

8. 加西市内・市外周辺の障がい者(児)福祉施設一覧

(1) 基幹相談支援センター

施設名	概 要	連絡先等
加西市基幹相談支援センター やすらぎ	障がいがある人の地域での暮らしを一緒に考えるための相談窓口です。	北条町横尾 1000 (市役所内) TEL : 42-6708 FAX : 42-6709

(2) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（計画相談支援の依頼先）

施設名	対象（原則）	連絡先等
はんど	・身体 ・知的 ・精神 ・児童福祉法	北条町東高室 959-1 TEL : 43-3851
ラヴィかさい 相談支援センター	・身体 ・知的 ・精神 ・児童福祉法	西笠原町 172-142 市立善防園内 TEL : 48-4007
特定相談支援事業所 ナーシングピア加西	・身体	国正町 1402-1 TEL : 45-0688
医療福祉センターきずな 相談支援事業所	・身体 ・知的	若井町字猪野 83-31 TEL : 44-2881
ワークらんど加西 相談支援事業所	・身体 ・知的 ・精神	北条町横尾字大坪 1237 TEL : 43-1600
ねっこらんど加西 相談支援事業所	・児童福祉法	北条町横尾字大坪 1237 TEL : 43-1600

(3) 障がい者施設一覧

※令和3年2月現在。(社福)は社会福祉法人のことを、(一社)は一般社団法人のことをさす。

施設名	概 要	連絡先等
加西市健康福祉会館 ラヴィかさい	市民のふれあいと交流の場として、下記があります。 (社福)社会福祉協議会(ボランティアセンター、総合介護センター)、児童療育室など	北条町古坂 1072-14 TEL : 42-6700 FAX : 42-7521
(社福)加西市社会福祉協議会 ラヴィかさいホームヘルパー ステーション	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	北条町古坂 1072-14 TEL : 42-6703 FAX : 42-6657
(社福)加西市社会福祉協議会 ラヴィかさい訪問入浴ステーション	訪問入浴サービス	北条町古坂 1072-14 TEL : 42-6656 FAX : 42-6657
株式会社ロングファーマシー ヘルパーステーション訪問 介護ニカサ加西店	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	北条町東南 101-20 TEL : 20-0734 FAX : 20-0733

施設名	概 要	連絡先等
加西市立善防園	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 生活介護（定員 45 名） 就労継続支援 B 型（定員 10 名）	西笠原町 172-142 TEL：48-3999 FAX：48-4037
（社福）ゆたか会 希望の郷	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 入所（定員 50 名）、生活介護（定員 60 名）、 短期入所（定員 8 名）、日中一時支援（定員 4 名）、 相談事業、作業活動など	野条町 86-93 TEL：48-2521 FAX：48-4222
（社福）円融会 ナーシングピア加西	原則として 18 歳以上の身体障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 入所（定員 80 名）、A L S（定員 2 名）、 生活介護（定員 80 名）、短期入所（定員 8 名）	国正町 1402-1 TEL：45-0688 FAX：45-0768
（社福）ゆたか会 なごみ	原則として 18 歳以上の知的障がい者（女性）を対象に、共同生活の場所で入浴や食事の介護などが受けられます。 共同生活援助（定員 4 名）	北条町西高室 592-47 TEL：48-2521 FAX：48-4222
株式会社みずほ みずほの家	身体・知的障がい児者、精神障がい者及び難病対象者を対象に、下記の事業を行っています。 （※送迎可） 短期入所（定員 6 名）	篠山市北新町 48-20 TEL：079-554-3488 FAX：079-554-3489
（社福）ゆたか会 大空	原則として 18 歳以上の常時介護が必要な障がい者を対象に、共同生活の場所で入浴や食事の介護などが受けられます。 共同生活援助（定員 男性 7 名、女性 7 名）	鶯野町 1132-18 TEL：21-9028 FAX：21-9029
（社福）ゆたか会 輝き	原則として 18 歳以上の重度の知的・身体障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 生活介護（定員 20 名）	鶯野町 1132-18 TEL：21-9028 FAX：21-9029
合同会社アイリス 七色	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 A 型（定員 20 名）	北条町横尾 1009 TEL：43-2277 FAX：43-2288
NPO 法人あい・きゅーびっく ワークらんど加西	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 B 型（定員 20 名） 就労移行支援（定員 6 名） 生活介護（定員 10 名）	北条町横尾 1237 TEL：43-1600 FAX：43-3100
NPO 法人さくらの家 エル・ファーク	原則として 18 歳以上の精神障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 B 型（定員 20 名）	北条町北条 913 TEL：43-3334 FAX：35-8338
（一社）こはる日和 こはる日和	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 B 型（定員 20 名）	笹倉町 346-1 TEL：44-1438 FAX：44-1439
（社福）ゆたか会 THREE-P（スリープ）	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 B 型（定員 10 名）、 自立訓練（生活訓練）（定員 10 名）	北条町横尾 171-1 TEL：43-7123 FAX：43-7131
株式会社 Seven-Leaf Clover 就労継続支援 B 型事業所 セブンリーフクローバー	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 就労継続支援 B 型（定員 10 名）	北条町横尾 1 丁目 15-1 TEL：27-8111 FAX：27-8111
NPO 法人あい・きゅーびっく ライフらんど加西	障がい児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に、見守り等の支援を行っています。 日中一時支援事業所（定員 10 名）	北条町横尾 150-1 TEL：43-1600 FAX：43-3100

施設名	概 要	連絡先等
NPO法人さくらの家 クランベリー	原則として18歳以上の障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 生活介護（定員10名）	下芥田町149-1 TEL：44-2524 FAX：35-9985
NPO法人 sky トゥルーカラーズ加西 カラーズ	主として知的障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 地域活動支援センター（定員10名）	北条町古坂1丁目 24-16 TEL：33-9885 FAX：33-9885
NPO法人庵ノ上 庵ノ上	主として精神・知的障がい者を対象に、下記の事業を行っています。 地域活動支援センター（定員10名）	朝妻町1216-8 TEL：47-2055 FAX：47-2055
NPO法人あい・きゅーびっく ねっこらんど加西	障がい者全般を対象に、下記の事業を行っています。 地域活動支援センター（定員15名）	北条町横尾1299 TEL：43-1600 FAX：43-3100
（社福）兵庫県社会福祉事業団 小野起生園	身体障がい者に、訓練を通して職業・生活習慣の確立、自活への取組、個別支援計画によるサービス提供を行っています。 生活介護（定員48名） 施設入所支援（定員36名）	小野市新部町1丁目 1320 TEL：0794-66-6121 FAX：0794-66-6158
（社福）兵庫県社会福祉事業団 小野福祉工場	障がい者の方に「仕事」と「職場」を提供し、社会的、経済的に自立した生活を営むことを目的とする障害福祉サービス事業所。 就労継続支援A型（定員30名） 就労継続支援B型（定員30名）	小野市新部町1丁目 1320 TEL：0794-66-6561 FAX：0794-66-6562

（４）障がい児施設一覧

施設名	概 要	連絡先等
（社福）養徳会 医療福祉センター きずな	重度心身障がい児（者）、遷延性意識障がい者の方を対象に、入所、短期入所、外来診療等を提供しています。 入所サービス（定員80名）、短期入所（定員8名）	若井町字猪野83-31 TEL：44-2881 FAX：44-2929
（社福）ゆたか会 なゆた	発達が気になる児童を対象に、すこやかな成長を支援しています。 児童発達支援（定員10名）	北条町古坂1072-14 （加西市健康福祉会館 1階） TEL：43-3895 FAX：43-3895
北播磨こども発達支援 センター事務組合 わかあゆ園	障がいのある乳幼児及び児童を対象に、機能訓練と生活指導を行っています。保育所等訪問支援では、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 医療型児童発達支援（定員40名）、保育所等訪問支援、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所	加東市下滝野1283-1 TEL：0795-48-3074
株式会社CBO かけはし	障がいを持つ児童を対象に、放課後や春夏冬休みの快適で楽しく学べる活動の場を提供します。 放課後等デイサービス（定員10名）	下宮木町460 TEL：49-2336
（社福）無量会 なでしこ	障がいを持つ児童を対象に、放課後や春夏冬休みの快適で楽しく学べる活動の場を提供します。また、発達が気になる児童を対象に、すこやかな成長を支援します。 放課後等デイサービス（定員20名） 児童発達支援（定員20名）	西笠原町798 TEL：21-9004 FAX：21-9044

加西市障害者基本計画
第6期加西市障害福祉計画
第2期加西市障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発 行：兵庫県加西市

編集：加西市 健康福祉部 地域福祉課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地